

画学校出仕について

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 京都市立芸術大学芸術資料館 公開日: 2022-11-15 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 松尾, 芳樹 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.15014/00000517

This work is licensed under a Creative Commons
Attribution-NonCommercial-ShareAlike 4.0
International License.



画学校出仕について

松尾 芳樹

京都府画学校は、明治 13 年に、京都御苑内に開校した。その画学校の設置を、明治 11 年に京都府知事榎村正直に初めて提言したのが、田能村直入である。彼は、開校資金を集めるために奔走し、画学校出仕の制度設計に関わるなど、学校開設に大きな貢献をした。明治 21 年までに、画家 109 名が画学校出仕に任命され、彼等は展覧会などの学校事業に参加した。画学校の教員は、彼らの中から選出されており、京都の画家たちは、出仕の誕生を契機として、組織的連携を意識した。京都府側は、開校当初から、工芸家教育のための工業科の設置を望み、京都の工商家を用掛に任命して、協力体制を作ったが、直入をはじめ多くの画家は、工芸家への教育に消極的であった。

主要項目：田能村直入 榎村正直 京都府画学校 画学校出仕 工業科

About Gagakkô-Shusshi (Education Cooperator
for Kyoto Prefectural School of Painting)

By Yoshiki Matsuo

Kyoto-fu Gagakkô (Kyoto Prefectural School of Painting) was founded in Kyoto Imperial Garden in 1880. The man who suggested the establishment of the School for the first time in 1878 toward Kyoto prefectural governor Masanao Makimura is Chokunyu Tanomura. He had big contribution for the school establishment. He exerted himself to raise funds for school opening, and affected the system design for Gagakkô-Shusshi (education cooperator for Kyoto Prefectural School of Painting). 109 painters were appointed as Gagakko-Shusshi by 1888, and they participated in the school event such as exhibitions. The teachers of the school were elected from them. Painters in Kyoto were conscious of the painter's systematic connection after the birth of Gagakkô-Shusshi. Kyoto prefectural office hoped for the establishment of the design department to have educated a craftsman since opening school. Therefore, Craftsmen and merchants in Kyoto were appointed as Yôgakari (management cooperator), and a cooperation system was made. But, Chokunyu and many painters were negative toward the education to the craftsman.

Key Term: Chokunyu Tanomura, Masanao Makimura, Kyoto Prefectural School of Painting,
education cooperator for Kyoto Prefectural School of Painting, design department

1. はじめに

東京奠都により、すっかり様子の変わった御苑内に、仮校舎を以て京都府画学校が産声を上げたのは、明治13年（1880）7月のことである。この学校を源流とする京都市立絵画専門学校は、京都市立芸術大学となった今もなお、京都の美術教育に関わり続けている。

京都府画学校の開設は、いわゆる京都策の一環として、理解されることが多い。しかし、開校当初の現実を見れば、経済と文化の凋落に焦りを募らせる産業界と美術界の思いばかりが先行する、見通しの利かない事業であった。明治11年（1878）8月に田能村直入が、翌9月に幸野樸嶺、望月玉泉らが京都府知事榎村正直に、画学校の開設を建議した⁽¹⁾。両者に共通するのは、絵画の有用を喧伝し、その組織的教育の必要を説く趣旨である。人口が激減した京都を活性化するために、産業文化の興隆は最も重要な課題だった。近世的体質を依然として持ち続けていた画家たちも、手を拱いているわけにはいかなかったのである。

絵画諸流派を一つの施設内で教授しようという京都府画学校は、当時としては画期的な美術教育の構想だったが、開校に至るまでの惨憺たる有様は、まさに産みの苦しみを呈した。ところが、ようやくにして起立した学校にしても、また育ての苦しみが待っていた。設置者の切迫した思いは、なかなか教育の現場に届かず、期待通りの成果をあげることはできなかったのである⁽²⁾。

京都府画学校は、公的絵画教育機関として、歴史的な存在でありながら、実はこれまで、あまり研究が進んでいない。その理由の第一は、当時に遡る資料の少なさにあるのだが、学校開設を初めて建議し、摂理として最初の学校代表者となった田能村直入と画学校との関わりについてさえ考察されていない現状は、研究の視点すら欠如していたというべきだろう。限られた資料から手掛かりを求めなければ、模糊たる状況は打開されることはない。その手始めとして、本稿では、田能村直入の学校開設事業への関与と、その過程で生まれた画学校出仕の制度について考察したい。

2. 田能村直入と画学校

明治12年（1879）11月29日に京都府知事が、寺島宗則文部卿宛に提出した学校創立届書の写しがある⁽³⁾。短いが画学校の当初の設計構想がよくわかる。

學第四百十壹號

畫學校創立御届

昨年來、府下在籍竝ニ寄留ノ畫工諸職人等、圖畫之美術ノ一ニシテ且ツ諸工業諸製作之基礎タル實ニ人生必要ノ物ナルヲ以テ、益其技ヲ講習シ流弊ヲ除キ精巧ヲ極メ大ニ初學之士ヲ教育致度旨ニ而、畫學校創立之儀建議、夫々金品ヲ贖シ寄付願出候ニ付、右願意ヲ採用シ、今般於府下校舎ヲ建設シ畫學校ト名ケ、課業ハ東西南北四宗ニ（南宗北宗ハ旧來ノ称呼ニ順ヒ、土佐流狩野風等皇國持前ノ畫ヲ東宗トシ、畧畫水畫油畫等ヲ西宗トス。）大別シ、學徒ヲ寄宿通學ノ二生トシ管ノ内外ヲ擇バズ、教員者府下該業一般ノ公撰ヲ用ヒ、校長幹事等ノ職員ヲ置キ、費用ハ総テ有志寄附金ヲ以テ支辨シ、且永久維持之方法ヲ立候様可致、

就而ハ其教則校則竝ニ方法等ハ尚遂詮議追而可伺出候ヘ共、先以右畫學校創立之儀御届仕置候也。

明治十二年十一月廿九日 京都府知事榎村正直

文部卿寺島宗則殿

* 読点筆者。括弧内は原文割注。

まず、学校の開設は民意を反映するものとし、その建設や運営経費は総て民間からの寄付によるものとしている。半公半民ならぬ、民設公営とでもいうべき学校である。そして、流派を基準にした四宗に教室を分割すること、生徒は府下の者に限らず広く求め、通学生、寄宿生を認めること、教員は府下から公選すること。校長と幹事を置くことなど、学校の骨格について言及している。

この画学校の基本構想の策定経過がどのようなものであったか、明らかにするような記録は見つかっていない。そこでまず、『京都市立美術工芸学校沿革略』⁽⁴⁾にしたがって、開校直前までの事実の流れを確認しておこう。

明治 11 年（1878）

「明治十一年八月十五日南宗画家田能村小席書を時の京都府知事榎村正直に呈し画学校設立の事を陳す」

「翌九月都下在住の画家幸野樸嶺望月玉泉の兩人久保田米僊巨勢小石と謀り亦画学校設立の事を府知事に建議す」

明治 12 年（1879）

「明治十二年一月二十一日府第二十五号を以て画学校設立の趣を管内に告諭」

「同年十一月二十九日画学校創立を文部省に届出づ」

「同年十二月二十二日榎村知事勸業場（河原町二条南入）に上下京両区内の画に関する工商九十三名を招集し画学校の創業を賛成し建築費を助けむと欲する者は広く同工同商を糾合し多少を問わず一時納或は年賦納に論なく有志寄附致すべく尤願書は勸業場に持参すべき旨諭示せらる」

明治 11 年 8 月に田能村直入が、同年 9 月に幸野樸嶺・望月玉泉らが、相次いで榎村京都府知事に提出した画学校開設の建議は、府側で検討されたのち、翌 12 年 1 月 21 日に、榎村が行った画学校創立の管内告諭⁽⁵⁾によって実施の運びとなった。ただ、この告諭を見れば、絵画の有益性と寄付の勧奨を説くばかりで、具体性を持たない内容であり、いまだ事業として状況は混沌としていたことがわかる。ここから文部省へ届出までの十箇月の間に具体的な学校構想が検討されたと考えられる。

直入が建議書を著したのは、播州曾根（現高砂市）に寄留中であった。これを榎村に送ると間もなく、三備経由で出雲に至る遊歴に出ている。この遊歴は、一見悠々としたもので、帰洛するのは、翌明治 12 年の暮頃のことだった。これまで、画学校と直入のつながりについて、

あまり意識されることがないのも、画学校開設の建議をするや1年半近くも京都を離れている直入の行動への不審があるためであろう。

それに、直入はもともと京都の画家というわけではない。豊後竹田に生まれ、師田能村竹田の没後大坂に移った直入が、入洛したのは明治元年である。京都の画家を代表する立場としては違和感を覚える者がいて不思議はない。あまり目立った活動をしていただけではないのだが、明治初期の画家番付を見ても、京都における画家の筆頭格に位置づけられることが多く⁽⁶⁾、勢いを失った伝統的門流の衰退を背景に、京都の画家にとって一目置かれる存在であったのは間違いない。直入は、大坂では大塩平八郎の洗心洞塾で学んだこともあって、画家の教養という範疇からいえば、学問にも筋金が入っていた。当時勢いのあった文人画の世界においても、彼は十分な存在感を示したと考えられる。直入の建議は、京都の画家たちにとって、無視できる出来事ではなかった。

直入は建議書の中に、四方に遊歴し、自身の揮毫と有志の寄付による資金集めを行う必要性を記しており、少なくとも彼の中で、出雲への遊歴が、画学校開校の資金集めとしての意味を持っていたことは間違いない。後述するが、直入にはこの時すでに、具体的な学校開設に向けての計画があったと思われ、まず自らが定めた分担の実行から、着手したと考えられる。建議を行う者の責務として、他への働きかけをする前に、自らが範を示すことの必要を感じていたのであろう。

直入が、出雲に向かう目的地としたのは、製鉄業で財をなした田部家（現島根県雲南市）であった。実際には田部家同様に製鉄業で財をなす桜井家（現島根県奥出雲町）に逗留して、田部家から違約の苦情を受ける有様だったが、この遊歴により、桜井家をはじめとする出雲の資産家6人から、画学校開設のための寄付を約束させた⁽⁷⁾。このことは、明治12年12月29日付けで横村が境二郎島根県令にあてた書簡⁽⁸⁾の内容からわかる。しかも寄附金の徴収を境県令に依頼しているから、ここに同じ長州出身の横村と境の人脈が利用されたことが考えられる。したがって、直入の寄附金集めに横村が関与したのは間違いなく、遊歴中の直入と横村の間で、意見の交換があったことがうかがわれる。

この間の事情を物語る資料として、明治12年1月に直入が遊歴中の松江から、京都の芝田竹厓にあてた書簡についての記録がある⁽⁹⁾。この書簡に記された、画学校の建築運営資金の調達構想は、かなり具体的なもので、直入の経営感覚がうかがえるので紹介してみよう。

直入は、学校の校舎建設のために基金を作り、その運用利益を充てようとした。その内容は次のようなものである。まず、国から5000円の下賜金を受け、10年の猶予期間を置いて5%の利息を20年間支払うとしている。すなわち実質、国からの30年返済の無利子融資を受け、その運用益を建築の原資にしようとした。これに画家からの寄附、役人からの寄附、諸国有志からの寄附、直入自身の寄附、書画商をはじめとする絵画関係の商工からの寄附それぞれ1000円ずつ、合計5000円の寄附を集め、下賜金とともに公債を買うなどして運用を図る。最初の4年間は仮校舎を使用してそのまま利子を蓄え、年利30%程度の想定により、利子の蓄えを12000円程度までふくらませた後、9000円程度を建築費にあてるとしている。資本金そのものを維持したまま、基金そのものが増資されるように配慮しており、財団運営を考えていたこと

になる。もちろん、あまりに高すぎる金利は非現実的であり、資本の取り崩しは避けられないことは明白だが⁽¹⁰⁾、寄付の方法と目標金額を想定している点、継続性のある独自運営の意志を示している点は、聞き手の興味を誘ったに違いない。敷地については調達済みと考えているので、この部分は府側が調達の意志を早くから示していたと思われる。

また、学校の運営資金には当面、基金の利子収入は充てず、竹厓から年 300 円必要と試算された資金を、京都の画家達が潤筆料の 10% を供出することで調達するとしている。直入は対象となる在京画家の数を 600 人としており、平均すれば一人年間 0.5 円にすぎないという。逆に言えば、直入は京都の画家の平均的な潤筆収入を 50 円以上と見ていることになる。月額 4 円程度の収入は、当時の画家にとって負担とならない数字と見ているのであろう。ただ、実際の画学校の予算額⁽¹¹⁾は、開校後 3 ヶ年の平均月額で 104 円程度と、当初の予想していた月額 25 円の 4 倍の規模となっており、また、当時の在京画家にしても、160 人程度という記録もあり⁽¹²⁾、篤志に依存した直入の提案する方法では、賄う事は難しかった。

画学校開校後の明治 15 年、第一回内国絵画共進会のため東京に出向いた直入は、松方正義大藏卿に対して次のような陳情をしている⁽¹³⁾。

謹奉書於 足下 不肖輩數名、爲繪画共進會雖出京、其實爲西京畫學校方法也、夫西京畫學校三年以前設立、分東西南北四局存、從來諸宗畫法一校兼大中小學術、欲隨生徒所好早上堂入室焉、乃西京勸業課長尾崎班象畫學校監事金崎壽等及出仕二名依員一名今以滯留者有五願故也、一願 皇書大日本最初四宗畫龔七大字額面下賜、二願文部省貸與本校維持法資本金、三願、宮内省寄附特別有志、四願、以畫學校等外等級序順本館位階、五願、許可爲貧生養育貸費給費募 皇國一般有志得此、五願、則足使 皇國一般畫道終身者悉皆得教導之焉、不顧潛踰三罪、奉懇願翼足下相共賞贊之、周旋之、固非私願畢竟爲 皇國也伏祈々々

建白紀元二千五百四十二年十二月

西京畫學校摂理

不肖 田能邨小虎

大藏卿松方正義殿

直入はこの時、画学校の代表者たる摂理である。京都府勸業課長と画学校監事も同行しているから、正式な陳情団といってよい。この陳情は、開校して間もない画学校の存在を政府に印象づけるには、有益だったと思われるが、示された五つの要望に対しては、直接の成果を得ることはできなかった。興味深いのは二願「文部省貸與本校維持法資本金」及び三願「宮内省寄附特別有志」が、まさに直入の竹厓宛て書簡に示した構想に対応する点である。

直入と竹厓とのやりとりの中で、直入は画学校開設に向けて具体的構想を示し、竹厓に対し榎村への相談すら指示している。榎村が管内告諭で示した寄付の勧奨は、直入の建議の中に既に織り込まれており、両者の構想の基盤は一致しているといってよい。榎村にすれば、寄付を大きな財源とする盲啞院開設（明治 11 年 5 月）の前例がすでにあるため、竹厓宛て書簡に見るような直入の構想に、実現の道を期待したとして不思議はない。画学校開設の事業が、机上

の理論だけで解決するはずもなかったが、画家側から具体的な方法を提示する直入に、横村が信頼を寄せたのは当然のことであつたろう。大藏卿への陳情の中に、画学校開校以前に提言された内容が、痕跡としてうかがわれるのは、直入の構想が府側に検討された証しと考えてよい。

横村から境県令に宛てられた書簡から見ても、寄付活動が軌道に乗り始めるのは、横村が勸業場に府下工商 93 人を招集する頃と見られ、直入帰洛と呼応している。実際のところ、基金にしても、寄附にしても思惑通りにはいかず⁽¹⁴⁾、公費からの補助金投入が避けられない状況となるのだが、直入の提案した構想が、府側に検討された痕跡のあることは重要である。一般に画学校の開校には、榎嶺らの行動のみが注目されるが、直入においても、最初の建議者にとどまらない役割があつた。その構想と行動は、画学校開設に大きな影響を与えたのである。

2. 二つの建議書

そもそも、画家たちによって画学校開設が建議されたのは、彼ら自身が、時代の大きな変化に翻弄され、個人や一派の力の限界を感じ、組織的な活動の必要性を考えたからにはほかならない。もちろん、画家達が状況を正確に理解していたとは言い難いが、漠然とした不安を背景に、何らかの行動が求められていることは感じとっていた。そこに提示された四宗画学校という構想は、可能性とともに、課題も内在させている。その実現は、直入が考えるほど容易いものではなく、画家たちの横のつながりなくしては成立しない事業であつた。

直入の建議においては「南北宗派各」、榎嶺・玉泉の建議においては「洋画流漢画流皆」と記述されているとおり、異なる諸派を参集させる構想はどちらにも共通している。特に、直入が用いた南北宗派という言葉は、そのまま東西南北の四宗へとつながるもので、近世以来刊行された諸種の画論に見える言葉としてこなれている点が、その後も生かされた形となった。二つの建議による提案が、府側の検討の中で四宗へと展開したものであろう。背景には、諸派の画家たちがかかえる共通の懸念に対する配慮はあつたと思われるが、府側が問題としたのはそれを支える市中の興業に対する需要であり、画学校が四宗として方向付けられたのは、府側の調整と判断の賜物であつた⁽¹⁵⁾と考える。

京都市立芸術大学芸術資料館には、明治 13 年の開校後、田能村直入と幸野榎嶺によって描かれた、画学校校舎の平面計画図が残されている⁽¹⁶⁾。仮校舎で開校した学校が、独自校舎の構想を検討するために描いたものと考えられている。この計画図は実現を見ることはなかったが、そこには、四宗の教室が明確に区別して描かれており、諸流派を一施設で教授するという画学校の構想が、単なる教則の問題ではなく、物理的に区切られた空間構成の中で、彼等に認識されていることがわかる。また、女塾が別棟として描かれていることから、校則には特に明示されない女子教育が、構想の中では、明確に位置付けられていることが確認できる。四宗画学校に対する直入、榎嶺の認識をうかがわせる資料として貴重である。

ここで、注目しておきたいのは、同じ状況のもとで構想しながら、直入と榎嶺・玉泉による二つの建議は、主張の根拠が異なる点である。

直入は、絵画の精神面の有用性を説くことに重きを置き、榎嶺・玉泉は、絵画の実益面での有効性を説く。京都府が学校設立を決定したのは、産業振興に対する貢献を求めていることだか

ら、楳嶺・玉泉の提言が、直接の動機付けになったに違いない。ただ、学校開設という事業そのものに関していえば、直入にとっての学校開設は、師である田能村竹田の45年前の構想を実現するものであり、師恩に報いる事業であると考えている。学校を作ること自体が目的だから、名分より開校という成果が問題なのであり、資金を集める具体的方策に心を砕く必要があったのである。

一方、楳嶺・玉泉においては、遠因として如雲社の中に画学校の開設の議論があったことをあげてはいるが、もとよりそれほどの切実感はなく、むしろ博覧会の事業の中に画学校開設も織り込んでもらいたいという、他力本願の提案であった。絵画の実益面での有効性をより顕示しているものの、いってみれば、行政への強請りに他ならず、具体的な方策は提示されないものである。この頃の状況を幸野楳嶺自身が書いたもの⁽¹⁷⁾があり、彼らの建議書の内容を補完するので、紹介しておこう。

同年九月、田能村直入画学校設立請願ノ書ヲ京都府知事へ上ツリシ事ヲ聞キ、望月玉泉及比久保田米仙巨勢小石等ト謀リ、續テ同請願書ヲ府知事ニ上ツル、(是ヨリ前田中有美ナル者府知事ノ命ヲ奉シ、南都ニ出テ正倉院ノ御物ヲ臨模ス、帰京ノ后、模本ヲ河原町織殿ニ於テ、諸人ニ縦覧ヲ許サル、時ニ米仙小石有美等ト共ニ、模寫ノ為ニ日々會合ス、画学校ノ談此時初メテ発ス、而シテ未ダ其方法ヲ悉ク談スルニ至ラズ、曾テ塩川文麟森寛齊等往年此事ヲ談セシ事アリ、今尚耳底ニ止ム、其后偶田能村直入ノ願書ヲ上ルヲ聞キ、竊ニ其艸稿ノ寫ヲ得テ、是ヲ見ルニ、願意ノ主眼トスル処、風流高尚ヲ旨トシテ未ダ翰墨遊戲ノ境ヲ遁レズ、依テ望月玉泉等ト謀リ、楳嶺自ラ願書ノ草案ヲ起シ、画學ノ國家有益ナル要ヲ擧ケ、以テ府知事ニ上ツリシナリ、)

爾來同派ノ画人ヲ勧誘シ、社盟ヲ結び(社名ヲ立功ト云、)、暗ニ画学校ノ起ス可キヲ論ジ、且我派ノ巨擘タル鈴木百年父子ニ論談説論スル事數回、或ハ追願ノ為ニ勸業課ヘ出頭スル事再三、百方尽力スルト雖トモ、奈何セン皇國古來未曾有ノ擧ナルニ因リ、同志ノ輩寥々曉星ノ如ク、鈴木父子ヲ始メ、多クハ陽從陰乖、甚ダシキハ他ニ於テ楳嶺ガ愚ヲ喋々スルニ至ル(論餘リアリテ力足ラズ、画人多クハ自信ノ輩ナリ、徒ニ楳嶺ガ愚ヲ嗤フテ其説ノ宜キヲ採ラズ、処謂理ニ勝テ勢ヒニ負ルナリ、可嘆、)、如此ナル事二年、楳嶺終ニ積鬱ノ病ニ罹リ、吐血スル事二回、病中久保田米仙ニ語テ曰、今我病篤シ万一不幸ニシテ死ニ至ラバ請ス、兄我ニ代ツテ画学校ヲ起セ、(且曰楠公湊川陣歿ノ時ニ曰、人ハ最後ノ一念ニ因テ云々、我亦死セバ属鬼トナツテ此擧ヲ妨害スル画人等ヲ蹴殺シ、起校ヲ冥々ノ中ニ保護セント、此言病悩危篤中ノ慢言ナレトモ、久保田米仙ノ親シク聞処ナレバ、此ニ贅書ス、)米仙及ビ朋友親戚等懇々慰諭シ、且ラク起校ノ念ヲ忘レシ事ヲ誘ム、病漸クニシテ癒ユ、

* 読点筆者。括弧内は原文割注。

楳嶺たちが、直入の建議にあわてて神輿をあげた状況がよくわかるが、また直入と楳嶺たちの考え方の違いや、両者が個別に行動していた状況も明らかにされている。直入は、在京の画家たちとの交わりが、さほど深かったわけではないが、建議の前年にあたる明治10年の京都

博覧会には積極的に関わっており、その中で京都の画家たちの間に、画学校開設に対する漠然とした要求が形成される雰囲気は感じ取っていたと思われる。

周辺に相談する程度で、調整もないまま府知事に建議し、寄付集めに走る行為は一見無謀としか思えないのだが、楽観的な性情のうかがえる直入のことだから、そうした京都の画家たちの気配に、画学校開設への協力を、裏付けもなく期待していたとして不思議ではない。京都には竹厓を残している安心もあり、建議書の起草も旅の空である。直入に、確信があったとも思えないが、自らの行動こそが道を開くものと考えたと見るほかない。

しかしながら、画学校の建議が起こされてみると、大半の在京画家にとって、どう反応すればよいのか困惑する話であった。総論として絵画の学校ができることについては賛成できたとしても、いざ自分の関わり方を問われれば即答できる者は稀であった。恐らく直入建議書の噂を聞いたとしても、適切な理解ができた者は少なかったに違いない。榎嶺の記事に当時の画家達の無理解が綴られており、同様のことを米僊も語っている⁽¹⁸⁾。賽が投げられたことを悟った一部の血気盛んな中堅画家たちが、直入不在の京都で、慌てて独自の行動を起こした訳だが、これは、直入にとっても好ましい誤算であった。それは、双方の思惑の違いを越えて、学校開設が実現する条件を整えていく結果となったためである。

直入は、学校開設こそを目的としたから、根底の問題が資金であることを理解している。そのために寄付を集めることに奔走した。これが直入の画学校貢献の第一である。加えて、学校に規則の必要も考えた。これは榎嶺らも考えたが、直入と府側の間で規則についての検討があったことを伝える伝記がある一方で⁽¹⁹⁾、榎嶺・米僊の記録にそうした苦勞の書かれていないところを見ると、結果として、開校前に画家側から規則の策定に協力したのは、直入一人であったと考えるべきであろう。榎嶺らが、学校の規則に関わるのは、副教員らによる各宗教則の策定の段階になってからであった。これが、直入の貢献の第二である。このように、直入は、学校という器を作るために献身的尽力をしたことになる。残るところは、ここで教育にあたる教員と生徒の問題であった。榎嶺と米僊の奔走はまさに、この教員の陣容に関わるものであった。

直入の誤算は、京都の画家が画学校開設に無条件で協賛するに違いないという、楽観的観測である。その意味では、榎嶺や米僊の決起がなかったなら、直入もまた、大きな障壁に突き当たらざるを得なかったはずである。直入が、資金の調達と学校構想の構築に奔走し、学校という器を形作る作業に没頭できたのも、一方で、榎嶺・米僊らが、在京画家たちへの根回しを繰り返し、一筋縄では行かない彼らの思惑を調整しつつ、学校教育の現場に近づけた努力の賜物であった。直入と榎嶺たちは、画学校開設に対し、互いに異なる役割を自ずから選び取って、その能力を発揮していたのである。両者が特に調整もないまま、こうして分業を果たすことができたのは、僥倖というほかはない。画学校の開設は、全く一本の綱渡りだったのである。

榎嶺は「翰墨遊戯ノ境」として、直入の精神論的立場に立った建議を批評したが、むしろ直入の言説に見る、柔軟な思考を評価すべきであった。直入は、何を学ぶかという問題については、生徒の主体性にまかせる立場である。貧富に関わらず才能ある者が、その求める絵画を学ぶ環境を構築することを画学校開設の趣旨と考えた。彼にとって絵画は学術である。だからこそ絵画教育とは技術教育ではなく、人間教育と位置づけていた。

直入が、四宗画学校という仕組みに賛同し、その推進に尽力したのは、流派の様式を超えた教育を求めた結果であった。絵を学ぶ目的を功利とすることについては、本末を顛倒するものと考えており、それはあくまで道の向こうにある結果と考えた。その意味で、全く当たり前のことを述べたにすぎない直入の建議書は、樺嶺らに、なんともたよりなく見えたかもしれない。建議書の起草は、直入にとって単なる切っ掛けにすぎず、その趣旨は自身の行動によって表現されるものであった。

少し後のことになるが、直入は、画学校の摂理を務める一方で、自ら南画の私塾を開く構想を持ち始め、「南宗画学給費私塾方書」⁽²⁰⁾という趣意書を著している。これは、規則上に明記されながら、画学校で実現の目途の立たない給費学生の制度を、自身の私塾を起こして実施する構想を著したものである。この中で、画学校の四宗区分を示し、その中から生徒の望むところにより教育を提供する、学画のシステムに触れている。この南画私塾に学ぶ生徒の座標を、四宗絵画教育という視点から位置づける態度は、直入が四宗画学校構想に抱いていた期待と、理想像をうかがわせるものである。

二つの建議を受けて、榎村は画学校開設の意義を了解しつつも、資金難をどのように解決するか苦慮したに違いない。寄付によって開設しようとする直入の提言は、隘路ではあったが、最も現実性のある方法として榎村は判断したと考えられる。一方、学校の運営にあたって、画家達の協力なくしては立ちゆかないことは明らかではあったが、これは樺嶺たちの尽力が期待できた。結果として、榎村は、二つの建議を都合よく組み合わせ、両者をうまく巻き込むことに成功するのである。

3. 出仕任用内規

京都府が国に学校開設を届け出た時に、四宗の設置に加え、教員の公選制を提示している。この教員公選に関わる学校構成員が画学校の出仕である。

出仕については、京都府画学校の歴史に関する諸種の文献（神崎憲一『京都に於ける日本画史』⁽²¹⁾、黒田重太郎『京都洋画の黎明期』⁽²²⁾、島田康寛『京都の日本画－近代の揺籃』⁽²³⁾、『京都府百年の資料 5 教育編』⁽²⁴⁾、『京都の洋画 資料研究』⁽²⁵⁾、『百年史』⁽²⁶⁾）に資料、評論が収録され、近年では島田康寛⁽²⁷⁾、斉藤全人⁽²⁸⁾による研究がある。しかし、資料の錯雑たる状況も理由となり、職務や制度について語られることは少なく、未だ不明の部分は多い。

はじめに開校年以後の主な事実を、再び『京都市立美術工芸学校沿革略』によって確認しておこう。

明治 13 年（1880）

「十三年六月十二日府知事代理大書記官国重正文勸業場に都下の画家四十三名を招き画学校創立に就きては各自営業上の研究にして府下諸産を改良し工芸美術を隆盛にするの基を立つべき技に付各自画学校の事に関し協力勉強可致旨諭告せらる」

「十三年六月十七日 京都御苑内旧准后里御殿を以て仮校舎に充て創立事務を取扱ふ」

「同月十九日 府第二百六十号を以て京都府画学校規則及教則を發布し出仕任用内規を定

む同日田能村小席を挙げて用掛とし又前に招集諭告せし都下知名の画工四十三名に出仕を命ず」

「同月二十三日教員選挙会を開く」

「同日二十八日 都下の表装師芝田浅次郎、熊谷万造、木村治助、樋口孫七、松村良助、松本源七、松浦四郎兵衛、藤村弥三郎、西村弥兵衛、奥村吉兵衛、中尾庄兵衛、伏原嘉一郎の、十二名ニ世話掛ヲ命ず」

「同月三十日 出仕望月玉泉（東宗担当）小山三造（西宗担当）谷口藹山（南宗担当）鈴木百年（北宗担当）幸野樗嶺（同上）の五名に副教員を命ず」

「七月一日知事代理大書記官国重正文臨場開校式を挙行す」

「同月十七日副教員鈴木百年依願退職幸野樗嶺専担北宗を教授す」

「同月二十日 聖上御駐輦中教員出仕の製作画を宮中へ差出し 天覧に供す」

「八月二十七日 府第三百三十二号を以て生徒を募集す」

「九月十三日 副教員谷口藹山依願免職出仕池田雲樵に其後任を命ぜらる」

「同月十五日より五日間勸業場に上下区及伏見町等六十七学区の学務委員を会し生徒入学を勸奨す」

「十一月六日 府第四百十一号を以て変則生を置き入学許可の達を布かる」

明治 14 年（1881）

「一月十五日 出仕等級表を制定せらる」

「同十八日始めて監事を置き府属金崎壽に其兼勤を命ぜらる」

「一月廿五日 元京都府知事議官榎村正直より日本最初画学校の扁額を寄贈せらる」

「此月生徒懲則及生徒心得並寄宿舎規則を定む」

「二月十二日 私立生徒画品検明規則を制定す」

「同廿三日 都下有名の工職家七十二名本校用掛を命ぜらる」

「四月廿一日 用掛田能村小席に摂理を副教員望月玉泉幸野樗嶺池田雲樵小山三造の四名に三等教員を命ぜらる」

「同廿四日 三等教員幸野樗嶺依願免職鈴木松年其後任を命ぜらる」

「十一月廿五日 三等教員小山三造依願免職翌二十六日出仕田村宗立其後任を命ぜらる」

明治 13 年 6 月 12 日に、あらかじめ樗嶺・玉泉らの調整によって選出されたとされる府下の画家 43 名に対し、京都府は画学校への協力要請を行った。画学校の事務が開始した 6 月 17 日の翌々日には、「画学校出仕任用内規」⁽²⁹⁾の制定とともに、彼等々を無審査で出仕に任命している。5 日後の 23 日には教員選挙を行い、副教員 5 名を選出した。国への創立届にあった教員の公選制は、内規に定められてはいたが、当初その性格は希薄であった。

出仕は、正式には画学校出仕といい、府から任命される職である。後に述べる通り、その実態は、学校の外部委員とでもいうべきもので、画学校の事業にさまざまな協力を求められる存在であった。こうした府と画家の関わりは、この画学校開設を機に突然生まれたものではない。

まず注目されるのは、明治5-6年に在京絵師が多数関わって行われた、京都府の国絵図模写事業である⁽³⁰⁾。この事業は、京都府が、美濃国旧岩村藩知事松平乗命所蔵の国絵図を借用し府下の画家数十名を使って模写させたもので、現在も京都府総合資料館に所蔵されるが、この時、府の命により模写を行った画家の中に、建議書に連署した、幸野株嶺、望月玉泉、巨勢小石、久保田米僊が含まれている。そして、画学校最初の出仕となった43名のうち25名はこの模写に参加しており、国絵図模写によって京都府の雇いとなった画家の過半は、画学校開設においても協力することになった。

また、明治6年の第2回京都博覧会で席上揮毫を行った50名の画家⁽³¹⁾のうち35名は、この国絵図模写に関わった画家であり、そのうち23名が後に出仕となっているのを見れば、在京画家たちがこうした公的事业への参加を契機として、共同関係の資質が養われたと考えられる。株嶺、玉泉の建議は、森寛斎らを中心とした画家の親睦団体である如雲社の存在を前提としなければ、成立しないものであったし、その源流を顧みれば、近世の書画会まで視野に入れなければならない。しかし、近代的な枠組みが形成される中で、諸流派の画家が事業協力する積み重ねが、画学校開設の条件を整備する過程となった点は、注目してよい。

前述のとおり、直入が、画家同士の関係において、果たした役割については、多くを期待できない。直入と出仕制度との関わりは、その制度設計であったと考えなければならない。出仕という制度は、画学校の規則の中では、校則、教則とともに、最も早く整備されている。学校という入れ物に、最初に注ぎ込まれたのは教育する側のしくみであった。内規に従って、その要旨をまとめると、次のようになる。

出仕は、その技能にしたがって、等級を与えられた。等級にはまず神品、妙品、能品、入格の四品あり、その各が三つの級に分かれる。つまり出仕は12等級に分かれるとする。このうち神品が正教員位、妙品が副教員位、能品が助教員位とされた。つまり出仕は、正教員、副教員、助教員、出仕（非教員）の四階級に分かれていることになる。全ての等級に給料が定められているが、実際に給与が支払われるのは「教員助教」とされるので神品、妙品、能品が対象となり、一般の出仕は、無給であった。給料は正教員の最上級にあたる神品第一等出仕で月給120円と破格だが、助教員の最下級となる第九等出仕では月給10円にすぎない⁽³²⁾。給料の算出には潤筆料を根拠にしている点が興味深い。

出仕となるには、府からの命令、もしくは、自身による応募により、疎密二点の作品を提出して審査を受け、その結果を基本として諸般の事情を勘案して等級を受ける。等級のつかない者は等外出仕となる。審査は画学校の教員もしくは出仕中の名望あるものとし、階級の査定は年一回開催する仕出品の展覧会画を互評する機会に見直しをする。この互評は宗別に行われる。等外出仕は展覧会に出品が可能らしく、これを機会として再審査を受けることができる。創立届に掲げられた教員の公選制は、公募された出仕による互選という方法で実施された。つまり6月19日に府から任命された出仕は、同日施行された内規に従って、24日宗ごとに投票を行い、副教員つまり妙品にあたる出仕を選んだことになる。ただし、このときの投票は、内規にある出仕の等級を判別するためではなく、各宗の副教員を選挙するものであり、内規の趣旨とは異なっていた。内規は、出仕の班別に特に詳細であり、画家側の資質に執拗なまでの厳格さを求

めている。また、中国の画論書に見られるような術語の使用も多く、その策定に直入の関与を印象づけている。

4. 内規と校則

次に、画学校の校則に定められた、出仕の身分に触れておきたい。明治13年6月19日に制定された「京都画学校規則」⁽³³⁾から関係する条項を抄出してみよう。

第三条 宗毎ニ一塾ヲ置キ塾毎ニ教頭副教頭アリテ各其宗ノ生徒ヲ教授スベシ

第六条 教員教授ハ各宗所定ノ教則ニ従フベシ

第十三条 本校ニハ教員生徒ノ外ニ出仕并生員ト称スル者アリ

第十四条 出仕トハ本校出仕ノ命ヲ拝シタル者ノ略称ナリ

第十五条 本校ノ教員ハ此出仕中ヨリ選挙スルヲ以テ常トス

これらの条項から、学校には教員、生徒、出仕、生員⁽³⁴⁾という構成員があったことがわかる。教員としては教頭と副教頭があり、これは原則として出仕の中から選出される。つまり、出仕は教員とは異なるものとされる。出仕を「本校出仕ノ命ヲ拝シタル者ノ略称」としているのも、職名という認識はない。しかもこれは画学校出仕の略称としているため、官制に見られる通常の出仕という認識とも異なっている。教員の公選制については、出仕の互選を記すのみで、校則に定めるところはない。出仕を公募し、選別された出仕の間で選挙する間接的な方法を内規に定めるに止まっている。

では、学校は出仕にどのような役割を求めているのだろうか。同様に、明治13年校則から関係する部分を抜き出してみよう。

第廿三条 出仕他方ニ遊歴セントスル時ハ必ス本校ニ開申シ校ノ鑑札ヲ携帯スヘシ

第廿四条 同他方ニ遊フ者ハ私用ヲ弁ズルノ旁ニ各地ノ实景或ハ社寺旧家等ノ古器古書画ヲ臨写シ帰京ノ後一本ヲ本校ニ納ムベシ

第廿五条 出仕私塾ヲ開キ及ヒ私舎ニ於テ生徒ヲ教授セント欲スルモノハ其事由ヲ具シテ校長ヲ經由シ本府長官ニ稟申スベシ

第廿六条 出仕ハ間暇ノ時ニ於テ精神爽快ノ日ヲ用ヒ其所長ノ技ヲ振ヒ画校備付品タルベキ物ヲ作り一ハ以テ自己ノ為ニシ一ハ以テ後進ノ為ニシ併セテ以テ学校ノ用即チ益世補化ノ具ト為スベシ

第廿七条 出仕ハ其製品ヲ内外博覧会ハ勿論其他総テ公衆ノ観ニ供セントスル時ハ必本校ノ品評検閲ヲ経ヘシ

このように、出仕は教員の範疇にないため、教育活動は求められていない。主に校外の活動で、学校に協力すべき旨が説かれているにすぎない。条項を見れば、随分大変な責務を負わされて居るようにも見えるが、大家も含む出仕全員に、ここまでの制約が受け入れられるとも思えず、

各条項については、努力目標程度に捉えられていたと考えるのが妥当であろう。とはいいながら、現在も京都市立芸術大学芸術資料館には、当時の出仕から納められたことが確認できる粉本類が遺されており⁽³⁵⁾、こうした規定がある程度意識されていたことを示している。決して当時の出仕たちが、教育に対して鈍感なわけではない。

出仕はこうした協力の他に、毎月（後に年4回）及び春秋2回画学校が開催する展覧会への出品をその責務としている。

第廿八条 本校ニ於テハ毎月最初ノ日曜日ニ於テ月旦展覧会ヲ開キ教員出仕及生員生徒カ其前月ニ製シタル図画ヲ展覧品評スヘシ（品評規則ハ別冊アリ）

第廿九条 月旦展覧会ニハ在京之出仕生員悉ク出席シ席上ニテモ揮毫スベシ

第卅条 本校ニ於テハ右展覧会ノ外ニ春秋各一回遠近之画手ヲ会スル大会ヲ開キ大ニ古今内外ノ書画ヲ展覧シ且其道ヲ討論シ且各席上ノ揮毫モアルヘシ

第卅一条 前条之会ヲ名ケテ春季会秋季会ト称スベシ

但此会ノ期日ハ其前月ニ議定シテ会規ト俱ニ四方ニ汎告スヘシ

第卅二条 此両会ニハ此校ニ功アル者即教員出仕及金品ヲ寄附シタル者ノ寿賀追福ヲ兼ね行フ可シ

むしろ、出仕に科せられた主たる義務といえば、この展覧会への出品にあったと考えざるを得ない。校則を見る限り、一般の出仕は、事業協力者という性格が強く、学校と社会を媒介する役割を与えられていた。直接教壇に立たなくとも、作品を手し、出仕達が集う有様は、明らかに教育的な効果があった。ちなみに、この画学校が行う展覧会は、明治15年1月開催のものを皮切りとして、多数開催されており、明治16年には東京龍池会の依頼を受け、東京展も開催するなど、未だ美術展の少ない時代にあつて、存在感を示すものであつた⁽³⁶⁾。また、細かいことをいえば、校則には定められていないが、展覧会以外にも学校が主宰する詩文会、画学講談会などの行事⁽³⁷⁾に、出仕は参加を求められている。

内規は制定後半年を経た明治14年1月に、一部改正されている。それは出仕の等級表の変更である⁽³⁸⁾。この変更で教員位は妙品となり神品は実質用いないことになった。そして、妙品、能品、入格のそれぞれが、教員、副教員、助教の3階級に充て直された。つまり、明治14年1月改正以後は、画学校の出仕を命じられた者は、必ず職名を充てられるようになったのである。出仕の最高位は妙品第四等出仕で、これが一等教員ということになる。明治13年に副教員となった者は、皆恐らく三等副教員であつたと思われ、六等出仕であつたから、新しい等級表の制定によって、これが三等教員へと切り替えられたとみてよい。つまり、画学校教育の中核を担った教員は、副教員と三等教員という名称の切り替えこそあれ、皆六等出仕だつたことになる。ただ、新しい等級表では、月給は30円から25円へと引き下げられている。これも窮余の策なのだろうが、給料そのものは上げておきながら、当面は経営が苦しいのでその半額とするという、何とも乱暴な方法で給料の引き下げを行った。

明治14年の内規改正が、どのような理由で行われたのか、定かな理由はわからない。ただ、

開校時の諸規則は、十分な検討を経ているとは言い難く、当初から様々な矛盾が含まれていた。恐らく、直入主導の部分と京都府主導の部分があって、両者を併合した際の矛盾が、整理しきれないまま、見切り発車されたものと思われる。

まず、明治13年の内規そのものの矛盾として、出仕の等級とその給料をこと細かに定めおきながら、等級表附録の記述により、「教員助教」以外は給料の支払い対象としていない点あげられる。これは校則との調整もしくは、支出抑制の必然から判断が加えられたのであろうが、出仕の存在を曖昧とする一因となった。

そもそも、校則における教員の定義そのものが明らかではない。明治13年の校則では、教員は、「教頭」「副教頭」という名称のものをさしているかに見えるが、こうした職名は、内規にはない。実は、内規を見る限り、当初構想された出仕制度は集団教授体制であった可能性が高く、校則は、複数の出仕が教授を行い、各宗ごとに上位二名が出仕を総括する趣旨であったと思われる。それが、担当制へと移行する中、総括役の名称のみが残された経緯と考えている。

明治16年に校則改正が検討され⁽³⁹⁾、そこでは、「教頭」「副教頭」を、出仕等級表の教員に対応させた「教員」「副教員」に改めて、内規との関係を修正しようとしている。しかし、そもそもこの内規では、教員、副教員という職は技力等級に従って任じられるものであるから、員数が規定されるものではない。明治13年に行われた教員選挙が、技力認定とは関わりなく、副教員を選挙するにとどまっているのは、内規の趣旨が本質的には受け入れられなかったことをうかがわせる。校則から判断する限り、内規に記されている教員・副教員のみが教員として教場に立つほかなかったのである。

内規における、詳細な等級判別のしくみは、ある意味で画家の立場を考慮しない理想論であり、直入の楽観的性向が反映した構想と考えるべきであろう。画家の参加を得るため、説得に奔走した榊嶺や米僊が考えつく性質のものではない。画学校の開校当初から、内規を無視して、宗別の担当制が行われたのも、榊嶺や米僊が困憊せざるを得ないような、当時の画家たちの協力状況を考慮すると、現実的な路線への妥協案ではなかったかと考える。つまり、内規の策定時に構想されていた、教則をよりどころとする集団教授という方法は、開校の時点では、実現困難な制度となっていた。

技力認定が伴わないということは、副教員（三等教員）以外は皆出仕を命じられた立場でしかない。校則から判断すれば教員ではないのである。明治14年の内規改正によって、一般の出仕も助教員となったため、内規上では、出仕全員が給料の支払い対象となり、教員の仲間位置づけられたはずだが、校則における助教員の位置づけが不明な点は、その後も改正されることはなく、結果として、実際に給料が支払われた形跡はない。結局、出仕は教員としての認識を受けることはなく、校外協力者という役割から変化することはなかった。

5. 画學校出仕

明治13年6月12日に招集された画家、すなわち内規によって府から出仕を命じられることになる画家たちは、その名のみ知られているが、彼等がどの宗に属したかを明らかにする資料は遺っていない。公刊されている「南宗画学教則」⁽⁴⁰⁾、「北宗教則草稿成ルニ際シテノ榊嶺上

言書」⁽⁴¹⁾、明治15年5月の「画学校広告」⁽⁴²⁾のほか、「画学校出仕人名簿」⁽⁴³⁾、を参考にして復元した結果は、その後任命された出仕とともに別表に掲げる。彼等を四宗に配した構成は、教員となるべき画家そのものが少なかった西宗を除き、当初ほぼ均等に振り分けられており、招集の時点で、楳嶺・米饌らによる調整が図られていた様子がうかがえる。

宗別出仕任命数一覧											
	明治13a	明治13b	明治14	明治15	明治16	明治17	明治18	明治19	明治20	明治21	小計
	1880/06	1880/09	1881	1882	1883	1884	1885	1886	1887	1888	
東宗	13	4	3	3	4	2					29
西宗	3					2		1			6
南宗	13	1	3	13	5			1		1	37
北宗	14	4	4	2	8	5					37
小計	43	9	10	18	17	9	0	2	0	1	109

まず、東西南北各宗の教授分野を見よう。明治13年「京都画学校規則」では、各宗一塾を設けるとして、以下のような規定を示している。

東宗 土佐派円山派等所謂大和絵ノ派
西宗 野画油絵水画鉛筆画等
南宗 所謂文人画
北宗 雪舟派狩野派等

この区分は、各宗とも総じて理解しやすい。絵画の諸派を教授する趣旨からすれば、名称と構成も合理的といえる。それだけに理想的にすぎた傾向があり、現実との乖離があった。京都在住画家の傾向から考えて、東宗が膨張してしまうのは明らかだからである。すなわち、現実の任命では、本来東宗に属すべき画家が北宗に配されており、開校時から規則は無実となっていた。

先にも触れたとおり、西宗を除く三宗の出仕数がほぼ均衡しているところから、規則の区分と、出仕の現実との矛盾は開校前には理解されていたはずである。にもかかわらず、出仕は選ばれ、校則は施行された。恐らく規則作成に関与したのが直入であり、出仕選出を主導したのが楳嶺たちであったため、両者の調整を図ることができなかった状況を想像する。明治16年に検討された校則改正の文案を見れば、この東宗と北宗の不合理性を、校内でも問題視していたことがうかがえるが⁽⁴⁴⁾、妙案には至らず、結局、当初編成された以下のような区分がその後も継続することとなった。

東宗 望月派、土佐派、原派、円山派、四条派、浮世絵派
西宗 野画、水彩画、油画、写真
南宗 南画、文人画
北宗 狩野派、岸派、塩川派、鈴木派

東宗に望月派、土佐派、原派、円山派、四条派といった、比較的古い成立を見た伝統的な画系をまとめ、北宗に、幕末に派生した新興の画系である塩川派及び鈴木派を中心に、岸派、狩野派を加えている。基本的には旧派と新興派という区分だが、それでも、東宗に区分されて不思議のない狩野派、岸派が、この北宗に置かれたところに、未だ不明がある。その経過を推理

すれば、このようなものであろう。狩野派が北宗に残されたのは、明治13年校則のなごりとして、北宗の名の根拠をかりうじて留める配慮かと思われる。また、岸派は、岸竹堂自身が狩野永岳の弟子であったことを主因として、何より、新興の勢力であった塩川派と鈴木派を混成させたことに対する、調整役の必要が求められての布置ではないかと考える。これは、流派の区分というより、両者に顔の利く竹堂という人物の必要である。鈴木派ながら榎嶺と交情深い米僊ひとりが、仲にたつのは、誠に重荷であったことだろう。

四宗の名称と教育内容は、当然対応すべきと考えられた。副教員から提出された各宗の教則には苦勞のあとが見られ、それはそれで、興味深いものだが、それを現実の教育に反映させるのは困難があったと考える。開校まもなく鈴木百年、谷口藹山が辞職し、翌年には小山三造、幸野榎嶺が辞職するといった具合に、中核となるべき副教員が相次ぎ辞職する事態は、当時の学校内の混乱を物語っている。

規則策定に関与したと考えられる直入にとって、こうした状況が不本意でなかったとはいえない。先にも紹介したように、直入は、学校開設後かなり早い時点で、私塾に教育の基盤を移そうと考え始め、「南宗画学給費私塾方書」を著している。主因は画学校規則に定めた給費生制度の実現性が期待できないところにあるとしているが、背景には、四宗の不合理的な状態に対し、直入が理想との食い違いを感じていたこともあっただろう。

直入は、校則に見る四宗の区分を、よく味得しており、絵画教育施設のあるべき姿を見ていたようである。それは単なる名目として四宗を挙げるためではなく、現実には生徒に提示する画学全般の目録として必要であった。だから、四宗を学ぶ学校であることに、開校の意義を考えるまでに至っていた。すでに横村正直から「日本最初京都画学校」の扁額を贈られながら、明治15年の陳情に、皇書による「大日本最初四宗畫覺」の額面下賜を嘆願したのは、なにより直入が、この隔てなく絵画を学ばせようとする教育制度に誇りを持っていた証しといえよう。

出仕の中には、現在伝記を失ってしまった者もいるが、「画学校出仕人名簿」及び『第二回内国絵画共進会出品人略譜』をはじめとする内国絵画共進会関連資料⁽⁴⁵⁾によれば、相当数の画家の年齢や住所がわかる。府下画工といいながら、住地をみれば、彼等の大半は上京南部から下京に至る洛中に住む者であり、画家の選定には地縁的なつながりが大きな要素となっていたらしい。

元治元年の兵火は、京都上下京に大きな被害をもたらしたが、出仕となった画家達の住居の過半は、その被災地に含まれている。復興に疲弊する地域に、東京・奠都は追い打ちをかけるような変化をもたらしたことになる。画家の中にも、自身が被災したものもいれば、復興に乗じて市中に門戸を構える者もいたから、こうした環境の変化が、画学校を求める画家達の動機付けに影響したことは間違いないだろう。明治5-6年頃行われた国絵図の模写にしても、名望ある画家が携わるような事業とも思えないため、当時の彼等の逼迫した状況を背景として理解する必要がある。

画学校開校後、明治15年と同17年に、農商務省が主催する全国規模の絵画展覧会である内国絵画共進会が東京で開催された。明治15年の第1回内国絵画共進会では、画学校の教員出仕において受賞したものは各宗に遍くまがり27人（京都から31名受賞）が、明治17年の

第2回内国絵画共進会では、同じく42人（京都から51名受賞）が受賞している。この時の全国の実績者数を見れば、前者は105名、後者は198名となっており、京都勢の健闘は評価されてよい⁽⁴⁶⁾。その京都からの出品者を、ほとんど画学校の教員出仕が構成している事実は、画学校開設に伴う画家の奮起と組織的基盤の形成されたことが影響したものであろう。

ちなみに、内国絵画共進会には、絵事功勞褒状という特別賞が設けられており、第1回では、これを田能村直入、中西耕石、久保田米僊、幸野樗嶺、巨勢小石、望月玉泉の6名が受賞している。この賞が、画学校開設に尽力したことに対するものであることは、建議書を提出した5名に、南宗の長老中西耕石を加えた顔ぶれから明白であろう。直入にかわって、南宗の画家たちへの働きかけには、耕石があたっていたことも推測される。絵画の分野において、画学校の開設が国家的見地から評価されたことは注目してよい。

画学校開校以後、京都の画家の存在が次第にその重みを増し、弱体化した京都の絵画界を強固にする契機となったことは、画学校開校の成果と見なしてよい点である。国が行う事業の中で京都の画家たちの地位が大きく向上したことは、次第に社会の認識も改めさせたに違いない。

文人画に勢いのあった時代だから、南宗には高齢の大家が多く、無理矢理開設した西宗は出仕となる人材そのものが不足した。開校時の各宗の年齢構成にかなりのばらつきがあるのは別表のとおりである。高齢の画家としては80歳近いと思われる林耕雲がいる一方で、西宗副教員となった小山三造は弱冠21歳であった。各宗の人選には、重鎮大家のみならず、中堅気鋭も選ばれており、老若のバランスに配慮しているようである。

興味深いのは、上京の出身ながらすでに東京に拠点を移した村瀬玉田も含まれていることで、出仕には寄留者も対象となっていた。これは、後に地方画家が出仕となる先鞭ともなり、京都の画家が集められたとはいいいながら、流派の事情による選考もあったと考えられる。

内規においては、画家に技能別等級を認定しようとする意図があったが、これは実際に行われた形跡がない。各宗とも大家が必ずしも教員に選出されていないのは、教員となることを敬遠した者が、彼等の中に少なくなかったのであろう。当初の学校のないものづくりの状況を見れば、学校の教員を貧乏くじと見ていた可能性は高い。各宗に実質1名しかいない副教員が、担当する宗塾の教員として、孤軍奮闘しなければならない状況となっていたのである。つまり、開校直後に副教員が相次いで辞任した状況は、教員不在の学校を生み出す、極めて深刻な混乱だったのである。

明治14年改正内規からすれば給料が支払われるべき出仕であるが、実際には支払われた形跡がない。給料の支払われた記録があるのは、副教員、三等教員のみである⁽⁴⁷⁾。ちなみに、直入については、はじめ用掛となっているが、これは無給であったと思われ、また、摂理という職も無給であったと考えられる⁽⁴⁸⁾。校長は有給であるため、当初、直入が画学校の代表でありながら、摂理となったのは、これを無給で引き受けた事情があったと考える。直入にとっては学校の経営が軌道に乗ることこそが重要であり、彼なりの使命感によって、奉仕したものと考えてよいだろう。

出仕に定員が定められていないことは、明治13年に43名だった出仕が、明治15年には68人に膨れあがっている⁽⁴⁹⁾ところから推察されるが、もちろんこれは、体制の充実に直接結び

つくものではなかった。無給である出仕は、校則に見られるような貢献を求められはしたが、強制力は乏しく、恐らく展覧会への出品を除いては、彼等が担うべき責任もまた、無給に見合うものであった。教員ではない彼らは、教育上の現実を意識することはなかったと思われる。そうした存在であったからこそ、学校経営が逼迫するなかで、これを増加させることが可能だった。出仕がひとつの名目にすぎなかったと考える理由である。

ただ、こうした現実が、出仕に新たな意味をもたらした。出仕という制度は、外部から見た場合、当時数少ない画家の公的評価として理解されたいのである。公募制という間口の広さも手伝って、看板で仕事をしていた画家たちにとって、これを利用する状況が生まれた⁽⁵⁰⁾。

地方から京都に寄留する画家による出仕の応募も増し、また各流派の中には独立開業の証しとする者もあった。例えば、開校直後出仕となった長谷川玉純は18歳にすぎず、まさにこうした早熟な開業の証しとして応募したものと考えざるを得ない。その後も十代で出仕となった画家は、田中一華・奥田秋園・藤村菱仙・竹村春田・鈴木万年・山田松溪が確認できる。地方の画家で、京都の画家に弟子入りして出仕となって帰郷するというケースも少なくないことは、画家の住所地が、地方のままで出仕となっている画家が、明治14年以後増していることからうかがえる。渡辺芝谷（新潟）、木下楚瑞（大阪）、垣内雲嶙（岐阜）は第二回内国絵画共進会でも他府県から参加しており、地方出身出仕の典型的な事例といえる。地方に戻れば、学校の事業に協力することの困難な出仕の存在は、もちろん校則になじまないものである。明治18年に検討された画学校校則改正の動きの中では、遠隔地の出仕についての規程を加えて、こうした種類の出仕を正当化しようとする動きも見られた⁽⁵¹⁾。

学校にとっては、出仕が増加すれば、それだけ学校の協力者を確保できる長所があり、彼等の弟子の入学も期待できた。「画学校広告」にあるとおり、画家の揮毫を頒布して学校の資金にあてる制度においては、協力者が多い方が都合がよい。出仕の拡大は、画家と学校の双方に利点があったものと推察される。依然としてばらばらに散らばっている画家たちを、出仕という一本の糸が、かろうじてつなぎとめていた、というのが実態ではあったが、それが、京都に画壇の幻想を構築させる礎となったことは注目すべきである。前述のとおり、内国絵画共進会における教員出仕の活躍ぶりは、出仕制度が画学校開設の重要な意義であることを教えてくれる。

「画学校出仕人名簿」に収録される画家は、摂理である直入を除けば出仕94名、これに名簿には欠落しているが、出仕任命の記録のある者15名⁽⁵²⁾を加えると、明治21年10月2日に任命された内海吉堂まで全109名の出仕がいる。このうち教員経験者は9名となる。

明治21年2月14日画学校規則が改正された。東西南北四宗は普通画学科、専門画学科に改められ、応用画学科が新たに設置、3月1日には東南北3宗が東洋画に統合され、西宗は西洋画と改称して、両者が対置する形とされた。これによって、四宗画学校は終焉を迎え、明治19年に校長として赴任した京都府職員の吉田秀毅のもとで、急速に府側の政策に則った改革が行われたのである。それに伴い、教員の制度も改められ、かつての三等教員とは異なる、教諭・助教諭・嘱託教授といった新しい職を任命される者が生まれるようになり、内海吉堂を最後として出仕が任命されることはなくなった。

出仕はそもそも無給であったし、任期のあるものではなかったから、特に辞退しないかぎり、学校も画家もこの制度を利用することができたと考えられる。従って、校則から出仕の語が消えることとなった改正を以て、その終焉と見なすことは可能だが、校則改正後に出仕に任命された吉堂の例もあり、実態として、出仕の制度は継続していたと考えてよい。ただ、出仕が果たすべき責務も消えてしまったため、出仕の存在が以前に増して曖昧なものとなったことは否めない。明治22年に京都市の所管となった画学校が、学校建て直しのため、明治24年に商議員協賛員の制度⁽⁵³⁾を設けると、出仕の存在は、ますます無実のものとなった。新たに生まれたこの外部委員の制度が、学校と社会を結びつける機能を充実させるにしたがい、出仕は徐々に吸収され消滅していった。

煤嶺の弟子であった竹内栖鳳は、明治16年に20歳で出仕となった。自らが画学校に学んだ経験があると語っている⁽⁵⁴⁾とおりに、彼は、私塾と学校の双方に学び、やがて出仕を務めるに至る。そして、出仕制度が解体する時期を経て、明治28年に美術工芸学校の教諭を命じられることになる。生徒が出仕となり、やがて教員となって、新しい時代の生徒たちの水先案内となるという、人材育成の図式が、この時ようやく成立したことは興味深く、美術工芸学校の教育は、この構造をより堅固にすべく展開していく。

4. 工業科と用掛

開校して半年を経た明治14年、京都府職員の金崎寿が画学校監事を兼務することになった。創立御届によれば、画学校は当初、民間の資金で開設しその運営資金も賄う予定であったが、実際に寄付だのみの運営は難しく、京都府からの補助金に依存せざるを得なかった。そのため、経営基盤は極めて脆弱であり、学校開校以後も、月例展覧会の出品作を頒布して校費に充てるなど⁽⁵⁵⁾、出仕たちからの寄付にも頼るありさまであった。

境島根県令へ宛てられた明治12年の横村書簡に、すでに画学校の校地が御所東南隅に定まったことが記されている⁽⁵⁶⁾。ところが、その実現は明治26年まで待たなければならず、この独自校舎建築が遅れた最大の理由を求めるとすれば、資金面の問題のほかは考えようもない。

先の建議書の内容に見るとおり、画学校の構想は、一方的に設置者の思惑ばかりが先行している。そこに、需要に対する配慮というものはなかった。やや遅れて、東京において開校する東京美術学校が、官主導ながら、美術の教員、指導者を育成するという専門家教育機関の位置づけがなされたのに比べれば、どのような人材を生み出す機関なのかという視点は、開校してもなお曖昧なままであった。開校時に課題として残されていた生徒の問題は、結局画学校を悩ませ続けたのである。

学校開設を建議した画家たちと、これを実現した府側には思惑のズレがあった。画学校が、教育機関としてあまり活況を見なかったひとつの原因である。開校直後の、各宗20人計80人という生徒の募集に対し、反応はきわめて鈍かった。府下67学区の学務委員を集めて説明会を開くほか、変則生という聴講生の制度を急遽制定するなどして、学校の存在を浸透させようと悪戦苦闘するが、開校時の生徒はわずか23名にすぎず、その後4年間は、定員割れが続き⁽⁵⁷⁾、人気があったのは、地方の図画教員の養成課程として実学的要素のある西宗ばかりであったと

いう⁽⁵⁸⁾。

実は、学校開設を決めた京都府には、当初からもう少し明確な実学教育の計画があった。明治12年12月に知事が工商93名を勸業場に招集し、協力を要請しているが、開校後半年を経た明治14年2月2日に、かつて寄付の協力をした72名を用掛に任命し、彼らと連携して画学校内に設けた工業科において、下絵等の調製を行う計画があったのである⁽⁵⁹⁾。工業科の教員は出仕の中から適任の者を選ぶとしており、後の図案科につながる構想が、かなり早い時点にはじまっていることがわかる⁽⁶⁰⁾。工業科がこの時実現しなかった理由は、画家と府側の認識の違いが埋めきれなかった点に求めなければならない。これは、直入の構想ともなじまなかったし、教員出仕にしても、実学教育を自らが担当することに対して抵抗を覚える者が少なくなかったと考える。

この頃の、画家側の懸念を表した資料として「府第二五号についての通達書」⁽⁶¹⁾がある。府第二五号というのは明治12年に行われた画学校開設の告諭のことで、画学校開設についての通達ということである。内容から見ると、学校開校後のものと考えられ、この明治14年の諸工商への用掛任命に併せて構想された、工業科設置に対する見解が述べられている。この通達は、高尚な学術研究の場である絵画教育と工業家教育の相容れないことを説き、工業科の設置はあくまで附属的なものであるという説明をしており、直入の精神を反映するものとなっている。開校直後は、学校開設の趣旨について設置者側にも見解に揺らぎのあったことがうかがえる。ちょうどこうした議論が提起されたのは、明治14年1月に横村正直から北垣国道に京都府知事が交代し、大きな政策転換が図られた時期にあたり、全ての政策が見直されるなか、画学校についても、その設置理由に対する再検討が行われたのは間違いない。

この工業科に関連する、画家側の構想として、明治13年7月に幸野樸嶺によって起草されたとされる「北宗塾中規則草稿」中の、工業課（工業科ではない）の記述⁽⁶²⁾に注目してみよう。そこに示される工業課はまさに学校の中に設置された事業部にあたり、掛幅屏風などの作品の製作、工業用途の下絵製作、模本教材の製作を行う部署としている。収入確保のため、出仕による揮毫頒布の組織的拠点づくりを企画したのであろうが、よく見ると、樸嶺の記述も、業に傾いており、意識的に教育とは切り離そうとしていることがわかる。樸嶺も学校が工業と関わることは意識しながら、これを教育にまで展開しようとは考えていなかったようである。この時点では、まだ、府側の期待していた、工業家の人材育成という事業と、画家の立場は一線を画していたと考えられる。

四宗のうち、東南北の三宗については、開校時に作成された宗別教則が遺っている。その中で北宗のみが、こうした、工業との関わりを重視している点は興味深く、建議書に謳ったとおり、府側の政策に先んじて、樸嶺の視線がそうした方面に向いていたことは注目すべきである。ただ、開校の時点で、未だ機は熟していなかった。このあたりの展開については、樸嶺の興味深い記述がある⁽⁶³⁾。

同（筆者注：明治14年）六月内國勸業博覧會參觀ノ爲東上シ、審査官諸氏ノ説ヲ聞キ、大ニ悟ル所アリ、帰西ノ后、久保田米仙岸九岳ト謀リ、画学校中ニ於テ工業科設置ノ請願書ヲ

其筋エ差出シヌ（該科ハ府下工藝ノ基礎ヲ正フシ、併セテ工業家ノ子弟ヲ教育スルノ主意ナリ、久保田米仙トトモニ、画學校用掛七十餘家ヲ巡回説論シテ、共ニ設置ヲ願ヒ出ヅ、此件未ダ不成）

* 読点筆者。括弧内は原文割注。

明治14年6月の東京行を契機として、榎嶺が工業家の子弟を教育するための過程の必要を悟り、米僊、岸九岳らと協議して工業科設置を請願し、同年2月に任命された画学校の用掛のもとを廻って協力を依頼したことが述べられている。先の北宗教則草稿における工業課と、ここであるところの工業科が異なるものであることを、本人も認めていることになる。

明治16年6月に改正が検討された「京都画学校教則」⁽⁶⁴⁾には各宗に、工業科を設けることが記されていて、榎嶺らの提案が功を奏したかに見えるが、ここで提案されている工業科は明治15年の画学校広告に見るような、学校の営業活動の受け皿を定めるにとどまっており、教育の場とはなっていない。さらに、明治18年に検討された校則改正においても、校則に工業科の条項を定めようとするなど⁽⁶⁵⁾、繰り返し工業科設置への働きかけが行われるのだが、施行を見ることはなかった。明治17年2月1日におこなわれた本則外余科の設置は、校内のジレンマの表れと見るができる。開校時に存在した、工業家教育に対する消極的立場の解消は難しく、しばしばその設置を検討しながら、時宜を得られぬまま、留保され続けたのである。

四宗画学校の構想が、直入によって堅持されたと考える理由のひとつが、この工業科への距離の置き方である。明治21年の画学校規則改正のため、明治20年9月校長吉田秀穀が北垣國道府知事に改正の上申⁽⁶⁶⁾をしているが、その中で、秀穀は「本校摂理田能村小帙共再応協議相達ゲ」と記している。この改正の主要な趣旨は、四宗制の廃止と工業科にあたる応用画学科の設置にあり、この件の鍵を握っていたのが、直入であったことをうかがわせる。当時の三等教員は、望月玉泉・鈴木松年・巨勢小石・田村宗立であったが、この事案に関して彼等の存在は希薄であり、四宗画学校構想を主導していたのは直入であったと考えてよい。工業科の確立は、学校内部の調整力の弱さと、直入構想の影響の強さから、かなり困難な道のりであったことがわかる。

ちなみに、直入は明治17年3月笠井直の校長心得任命に伴い摂理を退任しているが、明治22年12月まで在職していた記録もあり⁽⁶⁷⁾、画学校が、京都府の所管である間は、直入は何らかの関わりを持ち続けていたらしい。この上申書は、公式には摂理を退いた直入が、実はその後も学校に関わり続けていたことを示唆しており、直入が画学校構想で大きな役割を果たしていたことを裏付けている。直入はこの上申の直後となる10月、自ら所蔵する多数の書画器物を学校に寄付する⁽⁶⁸⁾。彼は、四宗画学校の終焉とともに、自身の役割も消尽したことを感じたのであろう。彼なりのけじめであったことが考えられる。この後直入は、自らが主宰する南宗画学校開設⁽⁶⁹⁾へ邁進することになる。

直入が、画学校で一貫してとり続けた立場は、産業界との連携を期待する府側からすれば逆行するものである。一つの見方として、それが、画学校の停滞に結びついたとすることは可能であろう。しかし、大半の画家にとって本分は直入の側にあった。混沌とする明治初期の絵画界に、画家達の連携がもたらしたものは、京都の地を基盤とする自らの座標を確認したことで

ある。内国絵画共進会をはじめとする全国規模の展覧への対応を図るとき、画学校という神輿の存在は大きかった。直入たちは、この神輿の神聖を堅持せざるを得ない時代にいたと考えるべきであろう。

明治14年2月23日に招集した72名の商工を用掛に任命したことに関して、榎嶺も先の履歴書に「用掛七十餘家」と語っている、その認識は誤りではない。しかし、「用掛人名簿」⁽⁷⁰⁾の趣意書注にあるように、用掛は、無報酬で委嘱するものであったから、実効性のある組織活動を期待するのは困難と考えていたらしく、本来は彼等の内数名の者に、格別の協力を依頼して具体的な進展を期待したものと思われる。

四宗画学校を推進した直入も、絵画関連の表具師、繪具商ら関係工商への協力依頼を提言していた。表具師12名は明治13年6月すでに世話掛に任命されていたので、提言どおりであったが、勸業課は対象を工芸関係全般に拡大させて協力を依頼した。これは府側の思惑である。「用掛人名簿」には、彼等の職種と住所も記されており、彼等もまた、上京南部から下京に在住の者が多い。画家とは地縁的關係も少なからずあったし、幕末の回禄をくぐり抜けた境遇においても通じるものが多かった。明治12年に知事が招集した93名のうち、女紅場関係者の大半を除いた工商家が寄付に協力し、そのほとんどが用掛となった。画学校の開設は、洛中の3km四方の空間と人間関係の中で練り上げられたのである。この画学校開設という事業がいかに小さな努力の積み上げから成り立っていたかをうかがうことができる。

ちなみに女紅場というのは、府の勸業課が所管した女子のための教育施設である。したがって、女紅場関係者には府の職員もいたわけだが、本来多額の寄付が期待できるものではなかった。明治12年の境県令宛て榎村書簡にいう、「当府下之小民勸業課雇之ものより此画学校之資金ヲ公債証書ニ而差出スもの有之。貧者之一燈殊勝之志ニ而。」というのは、この女紅場関係者をさしていたのだろう。先行する工部美術学校において女子学生がいたことが配慮されたかどうかは不明だが、画学校が開校当初から女子にも門戸を開いていたのは、画学校を所管する勸業課の管轄に女紅場の存在したことが大きく影響しているのは間違いない。

この明治14年の用掛は、制度として実ることはなかったが、存在意義を失った出仕とともに、明治24年の商議員協賛員制度の源流となっている。教育においては、なかなか地域への貢献を果たしきれない画学校であったが、教育と社会を結びつけるしくみ作りについて、着実な歩みを見せたことは評価しなければならない。

おわりに

明治13年、在京画家からの建議を受けた京都府知事榎村正直は、京都御苑内に画学校を開設した。文字にすればこれだけのことが、いかに大変な努力と偶然の集積した結果であったか、その困難は想像することさえ難しい。画学校の開設を最初に建議した直入はその資金集めに奔走し、次いで建議した榎嶺・米僊らは画家達の間を走り回って協力を仰ぎ、建議を受けた榎村らは行政の立場を産業振興策の中に求めて、産業界からの期待に応えようとした。三者には、皆それぞれの思いがあり、いずれも他者を巻き込むのに成功したかに考えたが、結局彼等は等しく時代の潮流に飲み込まれた存在であった。

それゆえ、明治26年に開校後13年目にしようやく独自校舎の落成を迎えた時の関係者の思いには、感慨ひとしおのものがあつたはずである。明治24年には、産業界と行政が待望した工芸図案科も生まれており、学校が一応の体裁を整えた時、四宗画学校は過去のものとなっていた。

四宗画学校はわずか7年半の歴史しかない。しかし、その存在は単なる通過点ではなく、この時代に積み重ねられた努力が、京都の美術界に多くの遺産をもたらしたことを忘れてはならない。美術工芸学校の教育の礎となったことはもちろん、学校の誕生が、出仕の制度を生み、京都の画家に組織的な活動を意識させる契機を作った。画学校は、残念ながら、近代京都の新しい日本絵画を生むことはできなかったが、絵画教育に関しては、幾つもの試行を繰り返し、その揺籃として十分な役割を果たした。その存在は、決して京都策の徒花に終わるものではない。

《注》

- (1) 田能村直入の建議書及び幸野株嶺らの建議書の原本は京都市立芸術大学芸術資料館が所蔵。翻刻は『百年史』（昭和56年3月。京都市立芸術大学百年史編纂委員会編。京都市立芸術大学発行）190-191頁、『京都府百年の資料 5教育編』（昭和47年3月。京都府立総合資料館編。京都府発行）274-276頁などにある。横村正直（1834-1896）は長州出身。1875年7月から1881年1月まで二代京都府知事をつとめ、後に男爵となり貴族院議員となった。
- (2) 画学校に学んだ経験のある閨秀画家上村松園の随筆『青眉抄』（昭和47年1月。株式会社三彩社発行）の45-51頁に「画学校時代」として明治20-21年頃、元勸業場跡に画学校があつた時代の様子が記されている。「そのころの画学校は実にのんびりとしていて、別に画家になる目的でなくとも、なんとなく入学して……と言った人もかなりいました。」という文に当時の画学校の評価がうかがえる。また、明治22年12月25日付けの「日出新聞」には「京都美術学校にては創立以来各教員の間に其流派の異なるより互に相好からざる気味ありしかば、従つて生徒の間にも其影響を及ぼし、教師の進退出入りある毎に生徒も共に附随ふて出入りすると云ふが如きの事情あり、恰も各派混淆の一私塾とでもいふべき有様にて、」という記事があつて、画学校時代の混乱ぶりをうかがわせる。
- (3) 『百年史』（前掲注1書）191頁。寺島宗則（1832-1893）は薩摩出身、松木弘安ともいう。幕府の遣欧使節に参加した経歴を持ち、第4代外務卿をつとめた。後に伯爵となる。
- (4) 明治43年発行。京都市立美術工芸学校編集発行。当時学校に遺されていた『美術工藝學校沿革材料』（原本の所在は不明、京都市立芸術大学芸術資料館に電子複写が遺る。）に基づき、画学校開校以後明治43年までの公式記録をまとめたもの。
- (5) 『百年史』（前掲注1書）190頁。『京都府百年の資料 5教育編』（前掲注1書）276頁。特に後者は布達案の翻刻で、前者と異なる文章となっており、建議を受けたあとの京都府側の対応が記されている。
- (6) 瀬木慎一『江戸・明治・大正・昭和の美術番付集成－書画の価格変遷二〇〇年』に収録される「全国古今書画定位鏡」「現故書画半切価格」（ともに明治16年）「日本書画価額表」（明治15年）を見れば、全て田能村直入が京都画家の筆頭となっている。こうした番付には南画系の画家がその大半をしめており、当時の南画の人気をうかがわせる。

(7) 当時の桜井家の当主は 10 代三郎右衛門直達 (1849-1908)、その他の寄付者の全容は不明。田部家、桜井家とも現存。直入の逗留した桜井家住宅は国の重要文化財となっており、庭園内に直入ゆかりの菊掃亭がある。隣接する可部屋集成館には、直入滞在時の資料が公開されている。

(8) 『京都府百年の資料 5 教育編』(前掲注 1 書) 283 頁。境二郎 (1836-1958) は長州出身。はじめ斎藤栄蔵といい吉田松陰に学んだ。1877 年 8 月から 1883 年 10 月まで島根県令 (はじめ権令) をつとめた。

(9) 渡辺勝『直入居士伝』(大正 14 年 11 月。画神堂発行) 82-84 頁。学校建築資金調達の問題となっているが、書き起こしの際の誤りがあるのか、理解に苦しむ部分がある。本書は稀覯書のため、ここに転載しておく。
「去冬十二月出之書と一月二十三日出之書面委細披見仕候。畫學校の事色々御心配と推察候。僕兩書之趣旨愚案仕候間。内々申上候。可然御取計可相成候。

一、五千圓官ヨリ御下ニ相成候圓金ヲ以テ公債ヲ買取。其利子ヲ以テ學校ノ資本トスベシ。但十ヶ年無利足。十一年目ヨリ五朱之利子ヲ官ニ納メ。残り利子ヲ學校ニ取集メ。三十ヶ年目上納ス。學校資本金。三十一年ノ間ニ凡壹萬圓ニ相成申候。或曰五千圓ヲ銀行ニ預ケ利子ニ廻スモヨシト。何レニテモ堅固ノ方ヲ主トスベシ。

有志寄附金

一、畫先生中 一千圓 但シ三ヶ年ニ割合出金ノコト是ハ皆畫ヲ以テ納メシムベシ

一、官員中 一千圓 但シ三ヶ年ニ割合出金スベシ

一、諸國寄附 一千圓

前同様也。乍去此金高ハ多少難料。此方此一法有妙工夫。異日可成就。乍去一寸内々可申上候。寄附金其家ニ預ケ。其利子ヲ年々學校ニ納ク法也。此法縣廳ニ相談ノ上ナラデハ六ヶ敷候間。竹中、國重、横村ナラバ猶妙也。畫學校ノ事ヲ少シ加ヘ添書有之度候事。善ク御會得之上内々御相談可然候。公一人ニテモ六ヶ敷候間。二三人御相談ニテ御取計可相成候。

一、諸先生家之説ニ從ヒ。僕モ一千圓ハ寄附可仕候。去ナガラ一時ニテハ六ヶ敷候間。先十ヶ年ト定置キ。其都合次第金納可仕候。其義臨機應變ト御推察可被下候程。能參レバ一ヶ年ニモ納メ可申候。

一、書畫屋中 (商賣之社中ヨリ出金分一年ニ四十七兩五十錢位成。商賣社中百戸アル時ハ一戸ノ出金四十七錢五厘也。此分ハ至テ安キコトニ覺ヘ申候。乍去又別ニ六ヶ敷事有之候ヘバ。御相談ノ上可然御取計可相成。) 一、紙屋中 一、畫具屋中 一、筆墨屋中 一、硯屋中 一、表具屋中 一、遊樂畫人中

合メ (但納金ハ前回同様三カ年割合ニ候也) 一千圓

總計五千圓也。此金圓モ公債ヲ買ヒ利子ニ回シ候ヘバ。一年二千五百圓ノ利子ヲ取集。此利子九千圓ニ相成申候間。四ヶ年目ヨリ其五千圓ト合シ六千圓ノ金高ヲ以。官ヨリ御下ゲニ相成候五千圓ト其利子相合スルトキハ。一萬二千圓餘ノ金高ニ相成候。其利子ヲ以テ一年ニ九千圓程之普進相成候。其間醒花亭假畫學校ト定メ。若シセマケレバ。其の側ニ小キ物ヲ立テ。三四年見合セ候ヘバ。資本金モ普進入費モ相調可申候。

○畫學校ノ地所ニハ竹ヲ以テ圭界ヲ分ケ。建札ニ畫學校建築所ト大書シ。其側ニ寄附有志金ノ員數及姓名ノ建札ヲ掲ゲ候ヘバ。三四年ハ直ニ立物也。假學校有之候ヘバ申分有之候間。乍愚案此由申上候。

年々學校入費三百圓ノ見積リ御尤ニ候。此ハ潤筆料一割ニテ吃ト相調可申候。半季二十五錢ノ納メ金ハ。六百戸ノ畫業ノ有無候間。之ハ算用出來不申。此義御任可然奉存候。其上先生家ニ流行ト不流行ト別ア

り候故ニ、此処義不行候様推察仕候。僕モ早ク歸京仕度候へ共不得其意。何レ不違拝眉萬々可申上候。瑞應社晝急ニ相認。早々御送可申上候。以上。

一月二十七日夜認

田能村 癡

芝田雅笑

* 読点筆者。括弧内は原文割注。

- (10) 明治初期の公債である起業公債（年6%）や金禄公債（年5～10%）を参考にしているはずだが、高利である。しかし、寄付をこの計画のとおり集めることができれば、年6～7%の利息を想定した場合でも、資本の一部を取り崩すことで、9000円程度の建築は可能である。もちろん下賜金に対する利子の支払いも履行できるので、実質5000円の寄付を集めることによって9000円の建築を行うことが可能である。高利の想定は、何か数字合わせをしなければならない理由があったのかもしれないが、直入の計画は、決して荒唐無稽ではない。
- (11) 『百年史』（（前掲注1書））184頁。
- (12) 「日出新聞」明治18年9月15日に「京都府下の画工／諸風画専修者161人 将来者15人／仏画専修者11人 将来者2人／（中略）／将来者とは目下修行中の人」とある。『京都府百年の年表 8美術工芸編』（昭和45年3月。京都府立総合資料館編。京都府発行）78頁。
- (13) 『直入居士伝』（前掲注9書）88-89頁。松方正義（1835-1924）は薩摩出身。財政家として活躍し、第4代、代6代内閣総理大臣をつとめた。元老の一人であり、晩年公爵となった。
- (14) 明治13-16年の間に受けた、画家以外からの寄付は、147名468.2円となっており、直入の思惑には遠く及ばない。『百年史』（（前掲注1書））181頁。
- (15) 直入帰洛直前の「画学校創立御届」には四宗の構成が未だ整理されておらず、直入の提案と榎嶺の提案を、単純に組み合わせているにすぎない。四宗が校則に見るように整理されるのは直入帰洛以後と考えられる。この資料で西宗の記述が詳細なのは、御届の直前の明治12年11月に東山双林寺文阿弥で開催された油画展覧（発起人には久保田米僊と巨勢小石という、建議書の副書画家の名がある）の存在が、榎嶺の建議を受けた府側に影響したものと思われる。
- (16) 『百年史』（（前掲注1書））「写真による記録」3頁
- (17) 「幸野榎嶺履歴書細記」（「創立以来舊職員履歴書綴」のうち。原本の所在は現在確認ができないが、京都市立芸術大学芸術資料館に電子複写がのこる。）は罫紙6枚に及ぶ長文だが、自筆と思われる資料。
- (18) 「久保田米僊履歴明細畧」（「創立以来舊職員履歴書綴」（前掲注17資料）のうち。罫紙4枚に及ぶ自筆と思われる資料。）に画学校開校時の記述があり、榎嶺の履歴書に対応した内容になっている。「九月幸野梅嶺望月玉泉巨勢小石等ト謀リ画学校ヲ起サン事ヲ儀シ、即書府知事ニ奉ル、而米僊梅嶺等自ラ奔走諸家ニ説ニ、起賛ヲ以ラス仰、京都ノ地タルヤ工業家ノ群居スル所美術ヲ講習シテ工業家ニ及サン事ヲ然ルト雖トモ、希世擧タルカ故ニ振賛成スル者晨星ノ如シ、或ハ陽從陰離如候、榎嶺遂ニ病ニ罹リ、米僊も一日甚病ヲ仿、榎嶺米僊ニ告ケテ曰、吾病氣若不幸ニシテ死セハ、吾志誰カ善ク讀カレ、君スンバ能セサル也、請君幸ニ怠勿レ。」とある。また、黒田天外『名家歴訪録 上編』（明治32年6月。黒田譲発行）124-5頁にも「其頃京都の繪画が非常に衰頹してましたから、私と幸野榎嶺と計つて、畫学校を興そうと思ひ、望月玉泉、巨勢小石など賛成して、夫から私が諸大家の處を説廻つたが、まるで今の壮士的に擯斥されて、一向賛成しない。が、幸に其頃横村の知事の時分で、大層仕事好で、西洋の事といふと喜ぶ人であったから、夫で西洋のことなど例にひいて説つけたが、今から考へて見ると、定めて不思議なことをいつたでしよ。」とある。

- (19) 『直入居士伝』（注9 前掲書）85 頁。「四宗畫學校の創設されるとき、居士から校則を提出した。」として、直入と府職員の交渉を記す。直入の建議においては「画学校式目」が、榎嶺らの建議においては「學校規則及び課行表」が、追って提出されることになっている。しかし、榎嶺らの建議では、続けて、自分たちの提出するものは臆見なので諸老先生に聞くのがよからうと付け加えており、暗に直入に委ねようとする意図が見える。実際に榎嶺が表した「北宗教則草稿成ルニ際シテノ榎嶺上言書」（『百年史』（前掲注1 書）164 頁。）を見れば、自らの私塾の規則を下敷きとして作成したが、規模の違う画学校には不適切な部分もあるだろうから、訂正してほしいと、その時画学校の担当となっていた府の明石博高（1839-1910）に書き送っているの、画学校の校則への関与は考えにくい。
- (20) 『直入居士伝』（注9 前掲書）90-92 頁。明治15 年10 月から18 年ころまでに書かれたものと思われる。四宗の内訳には開校時の規則を補う記述がある。「因テ同志ノ社友ニ謀リ畫學校ノコト建白ス、幸ニ官許ヲ得テ志願ヲ達スルコトヲ得タリ。明治十三年七月大日本最初四宗畫學校と稱シ、假ニ西京ニ開設ス（舊御里殿ヲ用ユ今織殿ニ移ス）東西南北ノ四宗ヲ分チ（東宗 土佐派、大和派、浮世派、丸山派、四條派類ヲ東宗トシ、油繪派、墨繪派、寫眞派ヲ西宗トシ、文人派、逸品派、士夫派ヲ南宗トシ、狩野派、雪舟派、漢畫派、佛畫派類ヲ北宗トス）各師匠ヲ撰ビ生徒ノ所好ニ應ジ之ヲ教導シ早ク堂ニ登リ室ニ至ラシム。然ドモ未ダ貸費給費ノ舉ニ及バズ、是我貧生ノ爲ニ深ク憂フル所也。（中略）然リト雖モ好師ナキ時ハ教導を得ルコト能ハズ、古畫ナキ時ハ法ヲ見ルコトアタハズ、朋友ナキ時ハ切磋ヲ爲スコトアタハズ、新畫ナキ時ハ變化ヲ知ルコト能ハズ。此四物アリト雖モ資費ナキ時ハ入校スルコトアタハズ。是我私塾ヲ開クユエンナリ。（中略）然リト雖モ我私塾ハ南宗ノ一派ニシテ東西北ノ三宗ヲ合シ相共ニ之ヲ教導スルコト能ハズ。之ヲ如何トモスルナキ耳。」
- (21) 神崎憲一『京都に於ける日本畫史』（昭和4 年9 月。京都精版印刷社発行）19-23 頁。
- (22) 黒田重太郎『京都洋画の黎明期』（昭和22 年1 月。京都市編 京都叢書6。高桐書院発行。）80-95 頁（改訂版59-70 頁）。
- (23) 島田康寛『京都の日本画－近代の揺籃』（平成3 年7 月。京都新聞社発行。）102-118 頁。
- (24) 『京都府百年の資料 5 教育編』（前掲注1 書）283-284 頁。
- (25) 『京都の洋画 資料研究』（叢書「京都の美術」Ⅱ）（昭和55 年3 月。京都市美術館）36-46 頁。57-68 頁。
- (26) 『百年史』（（前掲注1 書））25-29 頁、177 頁、506-507 頁。公刊されたものとしては、出仕について基本的文献だが、誤りがあるので訂正を要す。25 頁本文右L2「駒井龍僊」は「久保田米僊」の誤。29 頁本文左L20「大角成充出仕となる」は「大角成充嘱託教授となる」の誤。29 頁本文左L31「9.6 久保田米僊、出仕となる。」は「9.1 久保田米僊、嘱託教授となる。」の誤。これらの誤は同書の他の箇所にも影響している。
- (27) 島田康寛「館蔵「京都における明治初期の洋画の状況」（『三の丸尚蔵館年報・紀要』第6 号。平成13 年3 月。宮内庁三の丸尚蔵館編。宮内庁発行）。画学校西宗について考察する。
- (28) 齊藤全人「館蔵「京都府画学校校員画帖」について」（『三の丸尚蔵館年報・紀要』第12 号。平成19 年3 月。宮内庁三の丸尚蔵館編。宮内庁発行）。明治15 年に画学校出仕60 名によって制作された同画帖について考察する。
- (29) 『百年史』（前掲注1 書）135-136 頁。ただし、同書の翻刻には、「京都畫學校出仕月給表附録」が割愛されている。これは、給料額の根拠を表したもので、潤筆料を基準にして給料を算出したことがわかる。画学校出仕が官制による出仕とは異なるものであることを示す資料である。その一部を翻刻しておく。

「京都府畫學校出仕月給表附録（印形「金崎壽」）

第一等出仕 即正教員上位 月給金百廿圓

是ハ一日拾五円ヲ得ルヘキ技力ノ者ヲ以テ充ツ即一日拾五円ニシテ 此一ヶ月合計金四百五拾円ノ（一月卅日算當）四分一ヲ給スルモノトス（但五捨六入ノ法ニ依ル）

（中略）

第十二等出仕 同（筆者注：即入格）上位 同（筆者注：月給）金三圓

是ハ一日拾錢ヲ得ルヘキ技力ノ者ヲ以テ充ツ即一日八拾錢ニシテ此一ヶ月合計金廿四円ノ（同上（筆者注：一月卅日算當））四分一ヲ給スルモノトス（同上（筆者注：但五捨六入ノ法ニ依ル））

以上皆五捨六入ノ法ニ依ルト雖トモ十等以下入格ノ分ハ假ニ此定額ヲ立ル者ニシテ追テ本額ニ引直シ正當四分一ヲ給スルモノトス

(30) 『文書解題 古文書編』（平成 19 年 11 月、京都府立総合資料館）P32-3。模写にあたった画家のうち名が確認できるのは 47 名。うち望月玉泉・森寛斎・国井応文・中島有章・林耕雲・前川文嶺・八木雲溪・村瀬玉田・浅井柳塘・重春塘・秦金石・加納黄文・巨勢小石・中西耕石・岸竹堂・羽田月州・幸野樸嶺・久保田米僊・山田文厚・鈴木瑞彦・野村文挙・伊沢九阜・鈴木百年・桜井百嶺・今尾景年・鈴木百僊（松年）の 26 人が、開校時の出仕である。また、この時の模写者の中には、遅れて出仕となる嶋田雅喬・山岡墨仙・田中有美の名もある。他の画家としては吉阪鷹峯・村上和光・石原蘭石・菱田日東・小沢文隆・岡嶋清曠・□山松泉・永瀬雲山・邨瀬雙石・中島華陽・福島半僊・狩野永詳・長野祐親・円山応立・土佐光文・鈴木百翠・前田暢堂・塩川文麟がいるが、この中にも土佐光文、前田暢堂、塩川文麟のように開校時には死没しており、その継承者が出仕となっている者がいる。

(31) 神崎憲一『京都に於ける日本畫史』（前掲注 21 書）14-15 頁。

(32) これを明治 11 年 7 月に制定された「中学並師範學校教員等級月給規則」と比較すれば、助教員の 6 等に等しく、ほどほどの水準であった。

(33) 『百年史』（前掲注 1 書）125-126 頁。

(34) 生員は、正規のカリキュラムを経ない生徒という位置づけらしく、出仕の技力には達していないが、すでに画家の生業に関わる者が対象となったとされる。開校した明治 13 年に画学校の卒業生第 1 号となった西川桃嶺は、幸野樸嶺の弟子で、この生員として学校に学び、検査を受けて卒業生員となった例と考えられる。卒業生員はさらに検査を受けることによって、出仕となることもできたため、明治 14 年に等外出仕から出仕兼務を任命されたのはこの西川桃嶺であったことが推測される。

(35) 前川文嶺・森雄山他「春日社灯籠正倉院刀子手向山八幡裂等器物図」（明治 14 年写）、国井応文・跡見玉枝「唐鞍馬鬣図」（明治 14 年 3 月 2 日写）は出仕による在任中の古器物の模写資料であることが確認できる。また、西宗を除く各宗で使用された運筆手本の中には、教員以外の出仕が制作したものが多数遺されている。

(36) 神崎憲一『京都に於ける日本畫史』（前掲注 21 書）22 頁。

(37) 画学講談会は、田能村直入、鈴木百年、森寛斎の 3 人が明治 15 年 5 月 12 日に画学講義担当を命じられて、開催されるようになった。画学講義担当は出仕の枠組みとは異なる特別な教員であるが、やはり無給であったと考えられる。詩文会は明治 15 年 2 月 15 日に草場廉を招いて第 1 回が開催された。詩文は南宗の教科のひとつとされた。こうした画学校の文化企画は田能村直入が主導して行われたもので、明治 18 年の校則改正案では、これらの催事に教員出仕の出席を明記しており、基本的に校内に向けられた事業であるこ

とがわかる。

- (38) この改正後の出仕等級表は『百年史』（前掲注1書）に収録されていないのでここに全部を掲載する。底本は「第二號／沿革史別冊／創立以来／職員執務規程」によった。

「明治十四年一月（野外注記）

（印形「横村」）

京都畫學校出仕等級表（印形「吉田秀穀」「金崎壽」）

	此ノ三等ニ班スルハ 製画神品ト評下スヘ キ技力アルモノ			此ノ三等ニ班スルハ 製画妙品ト評下スヘ キ技力アルモノ			此ノ三等ニ班スルハ 製画能品ト評下スヘ キ技力アルモノ			此ノ三等ニ班スルハ 製画其画ノ本格ニ入 ルモノ		
品位	神品			妙品			能品			入格		
	第一	第二	第三	第一	第二	第三	第一	第二	第三	第一	第二	第三
等級	一等	二等	三等	四等	五等	六等	七等	八等	九等	十等	十一等	十二等
給料				百円	七十円	五十円	三十円	二十円	十五円	十円	八円	六円
教員等級				一等	二等	三等	一等	二等	三等	一等	二等	三等
當與給料				五十円	卅五円	廿五円	十五円	十円	七円半	五円	四円	三円
				教員			副教員			助教		

附録

當校出仕ノ画力ヲ四品ニ分チ神品妙品能品入格ノ四区トシ即チ十二等ニ班叙ス

教員副教員助教員共ニ第一等ヨリ第三等ニ至リ前條四品中ヨリ選舉スルモノトス

教員ヲ撰フハ投票ヲ以テシ投票ハ出仕ニ限ル

若シ出仕外ニシテ特ニ教員トナルモノ雖トモ先ツ製画ノ見本ヲ當校ニ納メシメ之ヲ品評ニ附シ其等級ヲ定ムルモノトス

教員助教ノ辞令ヲ受クルモノ、給料ハ校費ノ都合ニヨリ當分其半額ヲ給スルモノトス

當校ニ於テ毎月競進展覽會ヲ開キ教員出仕並生徒ノ其前月ニ製シタル圖画ヲ品評シテ其坐次ヲ進退スルモノトス 附席上揮毫ヲモ為ス

春秋兩季ニ大会會ヲ起シ廣ク公衆ヲ會同シテ製画ヲ品評シ以テ教員出仕ノ等級進退ヲ為スモノトス

此會ニ評定シテ表面ノ神品第一タル技力ノモノハハ校ヨリ神品第一ノ証書ヲ附與シ之ヲ府廳ニ上申シ又之ヲ公衆ニ廣告ス可シ以下倣之

- (39) 『百年史』（前掲注1書）127-128頁。

- (40) 『百年史』（前掲注1書）160-161頁。

- (41) 『百年史』（前掲注1書）164頁。

- (42) 『京都府百年の資料 五 教育編』（前掲注1書）283-84頁。

- (43) 「沿革史別冊／畫學校出仕人名簿／附用掛人名簿」は画学校の出仕に任命された者の履歴書の一部を控えとして転記した簿冊。原本の所在は現在確認できないが、京都市立芸術大学芸術資料館に電子複写が遺される。戸籍肩書、宗派名、出仕任命日、雅号、氏名、生年月日、現住所、父名、師名などが記される。記録がほ

とんど欠落している者や、誤記が見受けられるものの、貴重な情報を含む。全部で97名が収録され、摂理田能村直入を含む。ただし、池田佳仙なる画家は裏付けとれず恐らく誤写と判断され、久保田米憊は後に嘱託教授に任じられた時の記録を誤認して転記していて無効である。出仕としては、都合94名が収録される。本簿冊に収録されていない出仕は15名いる。附用掛人名簿は、明治12年に招集された工商93名のうち、寄付協力者を中心に、改めて用掛として事業協力を求めた際の名簿である。

- (44) 改正案では、「画学ヲ分ツテ四宗トス曰東宗（日本写生画大和絵之類）曰ク西宗（洋画）曰南宗（支那画）曰北宗（和漢合法）」と改めており、宗内の塾制を廃するとともに、和漢洋という国別の様式で区分を説明しようとした。
- (45) 農商務省博覧会掛版。明治17年5月。国文社発行。（東京文化財研究所編纂『近代日本アート・カタログ・コレクション 004』2001年5月。ゆまに書房発行。）そのほか、『明治十五年内国絵画共進会審査報告附録』（東京文化財研究所編纂『近代日本アート・カタログ・コレクション 002』2001年5月。ゆまに書房発行。）、『第二回内国絵画共進会褒状授与人名表』及び『第一回・第二回絵画共進会授賞』（『近代日本アート・カタログ・コレクション 004』前掲書）などが参考になる。
- (46) 神崎憲一『京都に於ける日本畫史』（前掲注21書）24-26頁。『明治17年内国絵画共進会審査報告』（前掲注45書所収）。
- (47) 副教員時は月額15円。三等教員時は月額20円であり、「出仕任用内規」の等級見込表からすると、副教員は月額30円なので半額、三等教員は月額50円の半額で本来25円のはずが、さらに2割減額されている。
- (48) 「美術工藝学校沿革材料」（前掲注4資料）によれば、他の副教員、三等教員への支払いの記録はあるが、直入には支払いの記録がない。また京都市美術学校または京都市美術工芸学校の摂理を務めた内貴甚三郎、上田正當の場合も、それぞれ京都市職員が兼務したため、これも学校は給料を支払っていない。
- (49) 『京都府百年の資料 五 教育編』（前掲注1書）283-284頁。出仕の職は特に辞退しないかぎり継続したため、副教員を退任した者についても、出仕の身分は継続していた。
- (50) 松村梢風が『本朝画人伝 巻五』『幸野樸嶺』に「このときから、京都の絵画界では「画学校出仕」というひとつの資格名目のはじまった。それは大家の門にある者が宿入り（独立）したときに与えられるもので、事実に出仕するものでもなんでもなく空名にすぎない場合が多かった。」と書いているのは、ある程度事実を反映したものと考えてよい。
- (51) 明治18年に検討された校則改正の草案「京都府画学校規則改正案」（『百年史』（前掲注1書）。130-133頁）が遺る。その第67条に「遠隔地ニ住居スル画家ニシテ例会同スル能ハズト雖モ相当ノ技力ヲ有シ本校ノ主旨ヲ遵守スル旨ヲ誓ヒ履修履歴書ト見本画トラ添ヘテ出仕タラン事ヲ願出ル時ハ之ヲ採用シ尙出仕ノ部ニ編入スベシ／但本校教員出仕ノ紹介ニ非レバ採用セズ」とあり、遠隔地に在住の出仕について触れている。ただし、明治18年以後、出仕の応募は減少する。内国絵画共進会の開催など、全国規模で画家の公的評価の機会が生まれたことと連動するものと思われる。
- (52) 「美術工藝学校沿革材料」（前掲注4資料）から出仕となったことが明らかでありながら、本簿冊に収録されていない者は15名いる。このうち西川桃嶺については任命が明確に記録されていないが、明治14年1月29日の項に「等外一等出仕一名本校出仕兼勤を命せられ本日より就職す」とある。翌15年4月13日に「等外一等出仕依頼免職」とあるのは兼勤を解かれたということになり、このような処遇の対象となる人物として唯一考えられるのが、卒業生第1号の西川桃嶺である。明治15年の「画学校広告」にその名が記載

されている点も説明もできる。

- (53) 京都市の所管となった画学校は、校舎にさえ困るありさまとなり、これを建て直すため、明治 24 年に京都市美術学校と改称し、商議員と協賛員の制度を新たに設けた。就任した者の多くは商工家、画家、学者で、かつて出仕や用掛を任命されていた者も少なくない。
- (54) 黒田天外『名家歴訪録 上編』（前掲注 18 書）297-298 頁に「二十一の時に或事情の爲め師匠の許しを得て、今の常磐の處に在た畫學校に入った。此の時分に畫か東西南北と分れて居て私は北宗でしたが、各宗にちよいゝゝ遊びにいて、描方の變つて居るのを見ました。」とある。「常磐の處に在た畫學校」とは常磐木町近くの織殿を假校舍としていた時期と思われ、当時栖鳳はまだ十代であったし、栖鳳が 21 歳のときは、すでに出仕となっているので、記憶は少し錯綜している。また、栖鳳は明治 22 年幸野樗嶺が西洋画科廃止問題の混乱を受けて退任する際、連袂して出仕を辞退したという伝があるが、学校側の記録にはない。
- (55) 明治 15 年の「画学校広告」（前掲注 42 資料）は、月例展覧会の広報を行うとともに、学校経費にあてるため、その展示作品の頒布について記している。
- (56) 「美術工藝學校沿革材料」（前掲注 4 資料）には明治 17 年 10 月 8 日に「本校建築地を上京区廿組下立賣通新町西入元合葉会社跡に定め標柱を建つ」とあり、その後学校の建築場所については曲折があったことが推測される。この時指示されているのは現在京都府警が置かれている場所である。
- (57) 『百年史』（前掲注 1 書）189 頁。
- (58) 黒田重太郎は著作（前掲注 22 書。92 頁（改訂版 67-68 頁））の中で「各宗二十名の定員が西宗だけは超過して四、五十名にも及んでいた。」と、当時の西宗人気を伝聞として記している。
- (59) 「画学校出仕人名簿」（注 43 参照）に附された「用掛人名簿」による。以下に全文を掲載する。人名録については原本 1 列を 2 列に並べ替えた。項目中「同」とあるのは直前項の内容をさす。読点は筆者。

「十四年二月二日伺出 控（金崎壽） 勸業課（吉田秀穀）（森山）
学務課（不読）（池田）

用掛リトハ例之無給之用掛リカ（谷口）

別紙清水六兵衛外七拾貳名之儀ハ、一昨明治十貳年十二月勸業場江御召集、旧知事殿ヨリ画學創立ニ付、同業有志糾合方御説諭相成リ、其後勉勵致シ、數多之金員寄付之功ヲ奏シ候者ニテ、元來各自工職、上画之必要ナル事ヲ辨知罷在、本校創業ヲ希望候ヨリ、前陳之如ク、相運候義ニ有之候処、本校既ニ創業相成リ、諸則殆ト相整候、付而者、府下工職上及諸製作之基礎ヲ正シ、一者物産興隆之為メ、校内ニ工業科ヲ開キ、各宗出仕之内ヲ以テ適任之者ヲ撰ヒ之ニ充テ、工業諸下繪等調製致度、即工業科規則試編中ニ付而者別紙之數名江、本校用掛御申付候度、然ル時ハ此數名江相囑シ、諸家工業諸下繪等紹介為致候ハ、校ニ於テハ維持一途ヲ増シ、工職家ニ在而者不整之画ヲ用キス、隨而其榮譽ヲ進メ候義ト相考候間、此段奉伺上候也。

明治十四年二月二日 画学校（金崎壽）

尚以本校教員者勿論希望罷在候ニ付此段添而申上置候也 （小山）（幸野）（池田）（望）

明治十貳年十二月廿二日知事殿説諭ヲ承ケ工商同業之有志ヲ糾合シタル人名録

陶工	五条坂	清水六兵衛	同	五条坂	高橋道八
同	五条坂	入江道仙	同	五条坂	西田伊八
同	清水	幹山傳七	同	栗田	綿光山宗兵衛
陶器商	下京八組五軒町	藤田利七	呉服現金商	同拾九組石不動之町	下村源藏
同	新町通五条南貳町目	井上七右衛門	同	烏丸高辻南	飯田新七
同	下京拾四組四条御旅町	熊谷市兵衛	書画商	寺町通姉小路角	熊谷久兵衛
同	下京第四組道祐町	島川長次郎	同	上京三拾組天性寺前町	能勢駒治郎
七宝焼工	下京第八組堀池町	並川靖之	鐵業工	下京拾三組茶磨屋町	村上虎治郎
銅器工	上京貳拾八組御池之町	金谷五郎三郎	銅器工	下京拾九組植松町	紹美榮祐
同 商	富小路五条北	吉田安兵衛	同	寺町通御池角	下村九兵衛
同	五条通柳馬場	田中龜太郎	書 林	上京貳拾九組前之町	村上勘兵衛
同	下京四組榎屋町	出雲寺文次郎	同	同五組大文字町	田中治兵衛
玩物人形卸	同拾三組徳正寺町	清水治兵衛	同	同拾九組植松町	野村清右衛門
表具職	黒門通中立賣上ル	松浦亦三郎	同	烏丸通夷川上ル	奥中吉平
佛画表具	下京四組堂之前町	赤松定治郎	木綿模様物取扱商	諏訪町五条下ル	辻忠郎兵衛
同	烏丸五条下ル	藤原忠兵衛	形付紺染工	下京壹組錦太宮町	田村次助
漆器商	下京拾三組中之町	西村彦太郎	同	同五組大文字町	稲垣孫兵衛
蒔画工	押小路通麴屋町東	浅野孫七	半襟商	下京拾四組御旅町	山崎俊文
幽禪染商	三条通室町西	西村治兵衛	同	下京三組御倉町	西村總左衛門
同	東洞院御池上ル	内貴清兵衛	同	同	多田佐一郎
同	下京四組藤屋町	市田理八	上代板引工	岩上通蛸葉師下ル	林長治郎
佛工	下京六組石橋町	和田九右衛門	繡 工	烏丸松原上ル	福井清七
繡工	下京四組一蓮社町	堀井久七	西陣織物仲買	室町通二条上ル	矢代庄兵衛
同	油小路御池下ル	森治郎右衛門	同	葎屋町上長者町上ル	新實八郎兵衛
同	元誓願寺油小路西	小西治郎右衛門	同	下京四組御射山町	中村半兵衛
画具染草商	一条通千本西	長瀬傳兵衛	同	松原柳馬場東	紀 藤兵衛
画刷毛商	寺町綾小路南	西村彌兵衛	扇子商	下京四組瀬戸屋町	西村安兵衛
同	下京拾九組元神明町	平野久五郎	扇子地紙商	同 四組坂東屋町	内藤半右衛門
团扇商	同 拾五組中之町	綾 喜助	石 工	山城國愛宕郡白川村	岡野傳三郎
大工	大宮通七条上ル	鶴飼源三郎	同	猪熊通三条下ル	三上吉兵衛
紋織工	上京壹組天神北町	伊達彌助	綸子織工	同 三組花車町	小林伊助
画絹織仲買	同 同 井田町	杉本伊助	同	同 八組北御前町	酒井長四郎
同	同 同元妙蓮寺町	中 孫三郎	繡 工	上京貳十七組松屋町	大下藤七
襷紗商	烏丸七条北江入	田中利兵衛	幽禪染職	醒ヶ井高辻北	山田宗七
縫箔職	烏丸姉小路北	安田新藏	同	七条烏丸西	並川吉兵衛
同	四条通猪熊西	金森吉兵衛	陶工	栗田	帶山與平
画具商	下京廿四組上大坂町	野間庄兵衛			

(60) 『第二回内国絵画共進会出品人略譜』（注 45 前掲書）には明治 14 年 4 月に仕出久保田米僊・岸九岸・小田半溪が工業委員に任命されたという記録があるため、校内においてもかなり具体的な検討をしていたことがわかる。

(61) 『百年史』（前掲注 1 書）191 頁。

(62) 『百年史』（前掲注 1 書）163-164 頁。「北宗塾中規則草稿」の第九章に第一条から第五条までが定められている。

- (63) 「幸野楳嶺履歴書細記」(前掲注 17 資料)。
- (64) 『百年史』(前掲注 1 書) 166-168 頁。「京都画学校教則」。明治 16 年 6 月に監事金崎寿から府知事北垣国道に改正が申請された諸規則のひとつ。施行については不明である。
- (65) 『百年史』(前掲注 1 書) 133 頁。「京都府画学校規則改正案」の第 86 条に「本科ハ校内別室ニ設ケ其人ヲ拳ケ其徒ヲ募リ実地工芸上ノ図画調製ノ業ヲ起シ大ニ物産ノ精巧ヲ謀ラン事ヲ期ス工業科規則別冊アリ」とある。
- (66) 『百年史』(前掲注 1 書) 141 頁。「画学校規則改正案上申書」。
- (67) 「美術工藝學校沿革材料」(前掲注 4 資料) の「校長」の項に「自明治十四年三月／十七年三月／摂理 田能村小虎」とありながら「職員」の項には「田能村小虎／明治十三年六月十九日用掛／同十四年四月廿一日摂理／廿二年十二月退」とある。摂理が無給であるところから、校長の権限を笠井に移した後も、職を解かれていなかった可能性がある。
- (68) 10 月 24 日に寄贈された。直入の収集した清代中国絵画と直入自作模本及び、煎茶器を含む直入旧蔵文房具で構成され、現在も京都市立芸術大学芸術資料館に全て遺されている。
- (69) 明治 24 年 5 月 21 日直入は寺町広小路(京都市上京区)の自宅に「南宗画学校」を開校し、翌年 10 月田中村(京都市左京区)に移転した。神崎憲一『京都に於ける日本畫史』(前掲注 21 書) 293-295 頁。
- (70) 注 59 参照。

別表 画学校出仕人名一覧

通番	任命日	人名	任命時年齢*1	別称等	宗名	流派*2	師名	生年	没年	出身地*3	現住所*4	備考*5	出仕人名簿*6	国絵図模写画家*7	京都博覧会揮毫画家*8	第一回内国絵画共進会*9	第二回内国絵画共進会*9	画学校校員画帖*10
0	1881/04/21	田能村直入	68	名：甕・小盾 字：願絶 通称：小盾	摂理	直入門	田能村竹田 岡本梅雪	1814	1907	大分（竹田）	上京区寺町通広小路下ル 東桜木町 北村うめ方	1884/02/27 退任	44			◎	◎	◎
1	1880/6/19	岡島英昇	?		東宗	?	?	?	?	?	?		28					
2	1880/6/19	国井応文	48	字：仲質 号：彬々斎	東宗	円山派	円山応立	1833	1887	京都	下京区四条通烏丸西入 函谷鈴町			○	○	△	○	○
3	1880/6/19	竹川友広	42	通称：小太郎	東宗	円山派	中島来章 塩川文麟	1839	?	京都	下京区四条通柳馬場西入 立売中之町		16			△	△	○
4	1880/6/19	土佐光武	37	幼名：恒丸	東宗	土佐派	土佐光清	1844	1916	京都	上京区（中京区）麩屋町通丸太町下ル 舟屋町		14			○		○
5	1880/6/19	中島有章	44	字：文郷 別号：曠然	東宗	円山派	中島来章 渡辺南岳 円山応瑞	1837	1905	京都	上京区（中京区）新町通押小路上ル 頭町		12		○		○	○
6	1880/6/19	林 耕雲	?	名：成章 字：文煥 姓：橘	東宗	四条派	横山清暉	?	1879	鳥根	?		17	○	○			
7	1880/6/19	原 在泉	32	号：松壽 字：子昆	東宗	原派	原在照	1849	1916	京都	上京区中立売通室町西入 三丁目		8	○		◎	◎	○
8	1880/6/19	前川文嶺	44	字：子緝 号：日光	東宗	四条派	前川五嶺	1837	1917	京都	下京区堺町通松原下ル 鍛冶屋町		11	○	○	△	△	○
9	1880/6/19	村瀬玉田	29	名：徳温 号：彩雲亭	東宗	四条派	村瀬雙石	1852	1917	京都	上京区（中京区）新町通二条下ル 頭町 寄留	東京府日本橋区 新青町 12 番地	13	○	○	◎	◎	○
10	1880/6/19	望月玉泉	47	名：重岑 字：圭一 通称：駿三	東宗	望月派	望月玉川	1834	1913	京都	上京区（中京区）室町通丸太町下ル 道場町 10 番戸	1880/06/30- 1889/04/02 : 三等教員	3	○	○	○	◎	○
11	1880/6/19	森 寛斎	67	名：公肅 字：子容	東宗	円山派	森徹山 太田龍	1814	1894	山口（萩）	上京区（中京区）堺町通丸太町下ル 橘町		10	○	○	◎		○
12	1880/6/19	森川曾文	34	名：英紳 字：士情	東宗	四条派	長谷川玉峰 前川五嶺	1847	1902	京都	上京区（中京区）堺町通丸太町下ル 橘町		7			◎	○	○
13	1880/6/19	八木雲溪	39		東宗	四条派	八木奇峯	1842	1892	京都	上京区（中京区）衣棚通御池下ル 長浜町 164 番地		15	○	○		△	○
14	1880/6/19	小山三造	21		西宗	小山門	?	1860	1927	福井（福井）	?	1880/06/30- 1881/11/25 : 三等教員						
15	1880/6/19	田村宗立	35	号：月樵	西宗	?	大願憲海	1846	1918	京都（丹波）	下京区（東山区）下河原月見町	1881/11/26- 1889/10/30 : 教員	6			○	○	
16	1880/6/19	舟田涛山*11	?	名：有徳	西宗	?	?	?	?	?	東洞院通某所							
17	1880/6/19	浅井柳塘	39	名：龍 字：子祥 通称：永吉	南宗	南宗派	谷口嵩山 貫名松翁 百々広年	1842	1907	徳島 / 京都	?			○	○			
18	1880/6/19	天野方壺	57	名：橘 字：黄香 通称：吉	南宗	南宗派	中林竹洞	1824	1895	愛媛（三津浜）	下京区室町通丸太町下ル 道場町 26 番戸	1883/03/28 出仕 辞退				△		
19	1880/6/19	池田雲樵	56	名：政敬 字：公継 別号：半仙	南宗	南宗派	前田暢堂（半田） 中西耕石	1825	1886	三重（伊賀）	上京区（中京区）木屋町通二条下ル二丁目 上樵木町	1880/09/13- 1886/08/24 : 三等教員				○	◎	○

20	1880/6/19	小田半溪	44	名：昌 字：好彦	南宗	南宗派	前田暢堂（半田） 鉄翁祖門 徐雨亭	1837	1902	京都	下京区木屋町通綾小路下ル 天王町7番戸		9			△	○		
21	1880/6/19	加納黄文	57		南宗	四条派	野村玉溪 横山清暉	1824	1891	愛知（起）	上京区（中京区）間之町通二条上ル 夷町		27	○	○				
22	1880/6/19	巨勢小石	38	名：金起	南宗	巨勢派	岸連山 中西耕石	1843	1919	京都	上京区（中京区）御幸町通御池上ル 亀屋町	1886/08/28- 1888/10/22： 教諭	4		○	○	◎	○	
23	1880/6/19	重 春塘	48	名：自厚 字：薄責	南宗	南宗派	河北春谷	1833	1904	京都	上京区（中京区）富小路通二条下ル 俵屋町		20		○	○	◎		
24	1880/6/19	谷口藹山	65	名：貞二 字：士幹	南宗	南宗派	谷文晁 高久露尾 陳逸舟 貫名松翁	1816	1899	富山（立山）	下京区（中京区）東洞院通四条上ル 阪東町	1880/06/30- 1880/09/13： 副教員	18				◎	○	
25	1880/6/19	中西耕石	74	名：寿 字：龟年 別号：竹叟	南宗	南宗派	篠崎小竹 小田海樾 松村景文	1807	1884	福岡（芦屋）	下京区（東山区）清水三丁目				○	○	◎	○	
26	1880/6/19	泰 金石	26	名：辰 字：尚珉	南宗	南宗派	中西耕石	1855	？	京都	下京区（東山区）安井北門通上ル万寿小路南側 祇園町南側		22		○	△	○	○	
27	1880/6/19	前田荷香	48	名：鏡堂	南宗	南宗派	前田暢堂（半田）	1833	1905	京都	下京区木屋町通松原上ル 美濃屋町		21			△		○	
28	1880/6/19	松本醉雲	？		南宗	？	？	？	？	？	？								
29	1880/6/19	村田香谷	50	名：叔	南宗	南宗派	鉄翁祖門 貫名松翁 徐雨亭 村田東圃	1831	1912	福岡（博多）	上京区（中京区）木屋町通二条下ル二丁目 上樵 木町		19			○	○	○	
30	1880/6/19	伊沢鶴年	54	号：九皐	北宗	鈴木派	鈴木百年	1827	？	和歌山	下京区寺町通綾小路長等 富永町青木禅成方		34	○	○	△		○	
31	1880/6/19	今尾景年	36	名：永勳 字：子裕 号：三養	北宗	鈴木派	鈴木百年 梅川東拳	1845	1924	京都	上京区（中京区）柳馬場通姉小路下ル 油屋町		5	○	○	◎	◎	○	
32	1880/6/19	岸 竹堂	55	名：昌祿 字：子和 通称：八郎	北宗	岸派	狩野永岳 中嶋安泰 岸連山	1826	1897	滋賀	上京区（中京区）柳馬場通二条下ル 等持院町 25 番戸		1	○	○	△	◎	○	
33	1880/6/19	久保田米樾	29	名：満寛 字：簡伯	北宗	鈴木派	鈴木松年 鈴木百年	1852	1906	京都	下京区（中京区）東洞院通錦小路上ル 元竹田町 西側				○	○	◎j	◎	○
34	1880/6/19	幸野樺嶺	37	名：豊 字：思順	北宗	塩川派	中島来章 塩川文麟	1844	1895	京都	上京区（中京区）新町通御池下ル 神明町	1880/06/30- 1881/04/24： 三等教員	2	○	○	○j	◎j	○	
35	1880/6/19	桜井百嶺	37		北宗	鈴木派	鈴木百年	1844	？	京都	下京区高辻通油小路西入 西高辻町		30	○	○	△	△	○	
36	1880/6/19	鈴木松年	33	名：世賢 号：百樾	北宗	鈴木派	鈴木百年	1848	1918	京都	下京区（中京区）東洞院通錦小路上ル 元竹田町	1881/05/01- 1888/02/14： 三等教員	23	○	○	○	◎	○	
37	1880/6/19	鈴木瑞彦	33	号：文昇 字：子晋	北宗	塩川派	塩川文麟	1848	1901	京都	下京区（中京区）六角通新町西入 西六角町		32	○	○	◎	○	○	
38	1880/6/19	鈴木百年	53	名：世壽 号：大椿翁	北宗	鈴木派	無師	1828	1891	京都	下京区四条通東洞院東入 立売西町	1880/06/30- 1880/07/17： 副教員	24	○	○	◎	◎j		
39	1880/6/19	徳美友仙	40	名：信祥	北宗	鈴木派	鈴木百年 松尾秀山 田村学秀 河北春谷 沢渡精斎	1841	？	京都	下京区醒ヶ井通木津橋上ル 鎌屋町		25				△	△	○
40	1880/6/19	野村文挙	25	字：子融 号：石泉	北宗	塩川派	塩川文麟 梅川東拳	1856	1911	京都	下京区四条通烏丸東入 長刀鉾町		29	○	○	◎	○	○	
41	1880/6/19	羽田月洲	40	名：文澄 字：子賢	北宗	塩川派	塩川文麟	1841	？	京都	下京区木屋町通松原上ル三丁目 天王町		31	○	○	△	○		

42	1880/6/19	神服木仙	40	名：宗陽	北宗	鈴木派	鈴木百年 森義章	1841	?	京都（太秦）	下京区木屋町通松原上ル三丁目 天王町 寄留	京都府葛野郡太秦村	33			△	△	○
43	1880/6/19	山田文厚	35	名：平三郎 字：和平	北宗	塩川派	泉春園 塩川文麟 岡本豊彦	1846	1902	京都	上京区（中京区）車屋町通御池下ル 梅屋町		26	○	○		○	
44	1880/9/22	跡見玉枝	23	名：勝（勝女）	東宗	望月派	長谷川玉峯 望月玉泉 宮崎玉緒	1858	1943	東京	上京区麩屋町通四条下ル 八文字町 寄留	東京府神田区猿楽町 16 番地	38			○	△	○
45	1880/9/22	長谷川玉純	18	名：師精 通称：謙一郎	東宗	四条派	長谷川玉峰 森川曾文	1863	1921	京都	上京区（中京区）堺町通三条上ル 大阪材木町		40			△	○	○
46	1880/9/22	深田直城	20	諱：政孝 字：子簽（士簽）	東宗	四条派	森川曾文	1861	1947	滋賀（膳所）	下京区（中京区）蛸薬師通堀川東入 亀屋町		39			△	○	○
47	1880/9/22	山本桃谷	47	名：漁 字：仲鑑 通称：安之丞	東宗	円山派	駒井孝禮 河北春谷	1834	1890	京都（太秦）	下京区（東山区）三条通北裏白川橋東入二丁目 定法寺町 寄留	京都府葛野郡太秦村	43			△	○	○
48	1880/9/22	依田友石	43	名：蒔多	南宗	直入門	田能村直入	1838	1894	兵庫（出石）	下京区（東山区）林下町 知恩院山内天神社内寄留	兵庫県出石郡出石松ヶ牧町 72 番地	37			△		○
49	1880/9/22	岡本亮彦	58	名：澄 通称：司馬 字：士朗（子朗）	北宗	狩野派	岡本豊彦	1823	1883	愛知（半田）	?		41					○
50	1880/9/22	狩野龍川	?	字：季信	北宗	狩野派	鶴沢探龍	?	?	京都	?	1883/03/28 出仕 辞退	36			▲		
51	1880/9/22	岸 九岳	36	名：英	北宗	岸派	岸連山 岸竹堂	1845	1921	京都	上京区（中京区）富小路通御池上ル 守山町		42			△	△	○
52	1880/9/22	山岡墨仙	46	名：達義 字：子礼 別号：熊彦	北宗	鈴木派	鈴木百年	1835	1881	京都（淀）	?	1881/10/09 出仕 辞退	35	○				
53	1881/01/29	西川桃嶺	17	名：信太郎	北宗	塩川派	幸野樺嶺	1865	1929	京都	?					△		○
54	1881/06/09	河辺華拳	38	名：暉彦 通称：秀太郎	東宗	円山派	河辺華陰 土佐光清 狩野永岳 狩野秀信 中林成昌 小田海徳	1844	1928	京都	上京区（中京区）小川通下立売下ル 八幡町		45			○	○	○
55	1881/06/09	岸 錦水	20	名：鷹次	北宗	岸派	岸竹堂	1862	?	京都	上京区（中京区）柳馬場通二条下ル 等持院町		46			△		○
56	1881/09/03	兎島蔵六	?	名：清文	東宗	古土佐派	金児雪樺 大國隆正 土佐光孚	?	?	兵庫（加古川）	上京区（中京区）押小路通御幸町西入 橘町 寄留	兵庫県印南郡国包村	50			△		○
57	1881/09/03	島田雅喬	73	字：子秀 通称：彦之進 号：桃嶺	東宗	円山派	島田雅容 円山心瑞	1808	1881	京都	上京区（中京区）釜座通二条上ル 大國町			○	○			
58	1881/09/03	杉原竹圃	49		南宗	?	?	1833	1882	兵庫	兵庫県							
59	1881/09/03	永井香浦	38	名：清調 字：泉琴	南宗	南宗派	村田香谷 秋尾藤山	1844	?	京都	下京区（東山区）大和大路通四条下ル三丁目 博多町 32 番地		49			△	○	○
60	1881/09/03	吉田耕雲	38	通称：源之助	南宗	直入門	田能村直入 村瀬秋水	1844	?	京都	上京区（中京区）柳馬場通御池下ル 八幡町		48			△	△	
61	1881/09/03	田中一華	18	名：栄次郎 字：子允	北宗	鈴木派	久保田米櫻 中村一瓢	1864	1924	京都	下京区四条通東洞院東入 立売西町					△	○	○
62	1881/09/03	畑 綱之	58	号：在周	北宗	原派	原在照	1824	?	?	上京区（中京区）竹屋町通烏丸東入 清水町		47			△		○
63	1882/01/13	市川千山	56	名：高峻	南宗	南宗派	小田海徳	1827	?	?	?		53			△		
64	1882/01/13	奥田秋園	19	名：道太郎	南宗	直入門	田能村直入	1864	?	京都（亀岡）	上京区（中京区）木屋町通三条上ル 上大阪町	京都府南楽田郡亀岡東堅町	59			△	△	○
65	1882/01/13	兼本春菫	28	名：俊興 字：善卿	南宗	直入門	田能村直入	1855	1926	島根（松江）	上京区柳馬場通御池下ル 八幡町 33 番戸	出雲国島根郡松江中原町	56			△		○
66	1882/01/13	塩川文鵬	21	字：九万 号：一堂	南宗	南宗派	塩川文麟	1862	?	京都	下京区木屋町通松原上ル二丁目 和泉屋町		54	○		○	○	○

67	1882/01/13	武村東苑	46	名：常太郎	南宗	直入門	田能村直入	1837	?	大阪（守口）	大阪府茨田郡仁和寺村 88 番地		57			△		○
68	1882/01/13	名本眠石	49		南宗	?	?	1834	?	愛媛	?		52					
69	1882/01/13	平尾竹霞	27	諱：経惠 字：明卿 通称：織之助	南宗	直入門	田能村直入 塩川文麟	1856	1939	兵庫（篠山）	上京区寺町通丸太町上ル三丁目 東櫻木町 田能村直入方	兵庫県笹山下河原町	55			△		○
70	1882/01/13	宮崎樸堂	45	名：拳邦	南宗	直入門	田能村直入 木下秋水	1838	?	?	上京区新烏丸通丸太町 信富町		58			△	△	○
71	1882/01/13	安富笠山	67		南宗	?	?	1816	?	山口	?		51					
72	1882/04/13	武田玉花	?	名：糸（糸子）	東宗	望月派	望月玉泉	?	?	?	?		60					○
73	1882/04/13	田中有美	44	名：茂一	東宗	古土佐派	岡田為恭	1839	1933	京都	上京区御前通今出川上ル 鳥居前町 寄留	東京府麹町区加賀町一丁目1番地	62		○	○	○	○
74	1882/04/13	箕田玉簾	38	名：衡 通称：三郎	北宗	円山派	箕田霞峯	1845	?	京都	下京区高倉通五条上ル一丁目 亀屋町		61			△	△	○
75	1882/06/21	中西松石	51	名：辨治 别号：六泉	南宗	南宗派	中西耕石	1832	?	兵庫	上京区（中京区）麴屋町通二条下ル 尾張町		64			○	△	○
76	1882/06/21	山口五水	46	名：元道	南宗	南宗派	村山荷汀	1837	?	滋賀（長浜）	下京区木屋町通松原上ル 美濃屋町 寄留	滋賀県野洲郡守山村	65			△	○	○
77	1882/08/01	森岡桜泉	?	名：声 字：有声 通称：伊平	南宗	南宗派	日根對山	?	?	奈良（桜井）	上京区（中京区）富小路通御池上ル 守山町 寄留	大阪府（奈良県）十市郡桜井村	66			△		○
78	1882/08/17	森 春岳	47	名：政	北宗	岸派	岸連山 清水玉州	1836	?	石川（金沢）	上京区（中京区）富小路通御池上ル 守山町 寄留	石川県金沢市母衣町 29 番地	67			○	○	○
79	1882/08/28	国分文友	60	名：定胤	東宗	四条派	松村景文	1823	1900	京都	京都府愛宕郡高野河原村		68			△	△	
80	1882/10/25	山中秋帆	51	名：寛作	南宗	南宗派	前田暢堂（半田） 中西耕石	1832	1892	山口（山口）	上京区（中京区）間之町通押小路下ル 高田町 寄留	山口県吉敷郡山口。1883/03/28 出仕辞退	69			△	△	
81	1883/03/20	竹村春田	19	名：保次（保治）	東宗	四条派	岡本亮彦 村瀬玉田 寺崎豊州	1865	?	京都	上京区堀川通竹屋町上ル 下堀川町 佐分利方		77			△	○	
82	1883/03/20	石原蘭石	74	名：泰 字：吉祥	南宗	南宗派	貫名松翁	1810	?	京都	下京区堀川通高辻上ル 吉水町 16 番戸		75		○	△	△	
83	1883/03/20	羽倉可亭	85	名：良信	南宗	南宗派	积月峰 岡本豊彦	1799	1887	京都	京都府紀伊郡稲荷村		74			△		
84	1883/03/20	菊池芳文	22	名：常次郎 字：広紀	北宗	塩川派	滋野芳園 幸野樸嶺	1862	1918	大阪（大阪）	下京区（中京区）烏丸通蛸薬師下ル 手洗水町 寄留	大阪府南区安堂寺橋通三丁目	71			◎	◎	
85	1883/03/20	草野龍雲	20	名：寿太郎	北宗	鈴木派	鈴木松年 鈴木百年	1864	?	京都	上京区（中京区）堺町通御池下ル 丸木材木町	上京区東洞院通押小路上ル凡之町（上 29）	76			△	△	
86	1883/03/20	清水麓松	21	名：昌造	北宗	塩川派	幸野樸嶺	1863	1913	岐阜（大垣）	上京区（中京区）御池通烏丸東入 仲保利町 寄留	岐阜県安八郡上関村	73			△	○	
87	1883/03/20	竹内栖鳳	20	名：恒吉 初号：棲鳳	北宗	塩川派	土田英林 幸野樸嶺	1864	1942	京都	上京区（中京区）御池通油小路西入南側 森ノ木町		72			△	○	
88	1883/03/20	藤村菱仙 *12	18	名：亀吉	北宗	鈴木派	久保田米隠	1866	?	京都	下京区（中京区）東洞院通錦小路上ル 元竹田町		70			△	△	
89	1883/07/12	榎原文翠	60	名：長敏	東宗	文晁派	遠阪文雅 谷文晁	1824	1909	東京	上京区（中京区）西洞院通御池角		83			○	○	
90	1883/07/12	土田英林	46	名：乙三郎	東宗	四条派	土田英章 鈴木百年	1838	?	京都	下京区四条通油小路西入 柏屋町		79				△	
91	1883/07/12	中井芳瀧 *13	43	名：恒次郎	東宗	歌川派	中島芳梅	1841	1899	大阪	下京区（中京区）富小路通蛸薬師下ル 高宮町	大阪府堺区櫛屋町東一丁目 仁井祐次郎方寄留	78			◎	◎	
92	1883/07/12	鈴木万年	16	名：世欣 通称：万三郎	北宗	鈴木派	鈴木百年	1868	1893	京都	下京区四条通東洞院東入 立売西町		80				○	
93	1883/07/12	長谷川松齡	?	名：喜三郎	北宗	鈴木派	鈴木松年	?	?	京都	?		81					

94	1883/07/12	畑 仙齡	20	名：経長 字：子益 通称：五郎	北宗	鈴木派	鈴木百年	1864	1929	京都	上京区（中京区）竹屋町通烏丸東入 清水町		82				○	
95	1883/11/07	高松小藁 *14	42	名：泰元	南宗	直入門	田能村直入 山本玄圃	1842	?	長野（長野）	下京区（東山区）吉門前通大和太路東入二丁目 三吉町 寄留	長野県上水内郡 三輪村	84			▲	△	
96	1883/11/07	西原文海 *15	?		南宗	?	?	?	?	?			86					
97	1883/11/07	渡辺芝谷	56	名：太淳	南宗	直入門	富取芳斎 田能村直入	1828	1899	新潟（十日町）	新潟県中魚沼郡十日町		85				▲	
98	1884/08/01	木下楚瑞	49	名：重祐	東宗	円山派	牧楚山	1836	?	大阪（大阪）	大阪府西成郡曾根崎村						▲	
99	1884/08/01	疋田敬藏	34		西宗	?	横山松三郎	1851	1914	京都	下京区（中京区）蛸薬師通富小路西入 油屋町		90					
100	1884/08/01	松井右金吾	?		西宗	?	?	?	?	?								
101	1884/08/01	香川芳園	45	号：蟾磨	北宗	岸派	岸岱	1840	?	京都	上京区西洞院通下立売西入 西大路町 15 番戸 宇野信太郎方		87				△	
102	1884/08/01	根本雪峨	57	号：晴雲斎	北宗	狩野派	沖一峨 狩野養信	1828	1901	鳥取（鳥取）	下京区（中京区）六角通大宮西入 三条大宮町 善想寺寄留	鳥根県邑美郡鳥 取西町 116 番地	89				○	
103	1884/08/01	藤島清漣	23	名：助信	北宗	岸派	岸竹堂	1862	?	京都	上京区（中京区）釜座通竹屋町上ル 栢屋町		88				△	
104	1884/08/12	藤井玉洲	22	名：繁太郎	東宗	望月派	望月玉泉	1863	?	京都	上京区（中京区）姉小路通烏丸西入 柿本町		91				△	
105	1884/08/12	垣内雲麟	40	名：徴	北宗	塩川派	塩川文麟	1845	1919	岐阜（高山）	岐阜県大野郡高山町 180 番地		92			●	▲	
106	1884/08/30	山田松溪	19	名：義成 通称：光太郎	北宗	鈴木派	鈴木松年	1866	?	愛知（名古屋）	上京区（中京区）御幸町通御池角		93					
107	1886/11/11	三輪幸之助	?		西宗	小山門	小山三造	?	1891	京都	上京区中町通丸太町下ル 俵屋町		94					
108	1886/12/01	池田桂仙	24	名：政昌 字：公美 通称：勝次郎	南宗	南宗派	池田雲樵	1863	1931	三重（津）	?		95					
109	1888/10/02	内海吉堂	40	名：復 通称：鹿六	南宗	南宗派	塩川文麟 森寛斎	1849	1925	福井（敦賀）	下京区（中京区）蛸薬師通高倉西入 泉正寺町		97					

*1 数えによる出仕に任命時の年齢。

*2 記録や師名から適切なものを選択した。

*3 出生地を現在の府県名で表した。

*4 明治 13 年～ 17 年時の京都における居住地。複数あるものは、出仕任命時に近いものを採用した。他に拠点のあるものは備考にその住所を記し、寄留として表した。また京都の寄留地が不明のものは、拠点となる住所を記した。住所表記は当時のものを尊重したが、京都については場所を理解しやすくするため通称を補ったものがある。また現在の住所表記と大きく異なるものは、理解がしやすいように一部を補った。

*5 摂理または出仕の退任日。教員を務めた者は、その期間と最終職名。京都の居住地以外の拠点となる住所地。

*6 「画学校出仕人名簿」の収録頁。

*7 明治 5-6 年国絵図模写事業に参加した画家。

*8 明治 6 年第 2 回京都博覧会の席上揮毫に参加した画家。

*9 内国絵画共進会の出品画家。◎は銀賞または銅賞受賞者。○は褒状受賞者。△は出品画家。j を附する者は審査員。●▲は京都府外からの出品者。

*10 宮内庁三の丸尚蔵館所蔵「京都府画学校校員画帖」の揮毫画家。

*11 舟田涛山については、不明な点が多いが、「画学校広告」により西宗出仕であることは確認できる。また、直入が「南宗画学給費私塾方書」の中で西宗の教育内容に写真像を記していることから、西宗にこの方面の専門家が関わっていたことを示唆している。明治初期の京都の写真家である舟田有徳は、洋画もたしなんでおり、明治 12 年久保田米穂らと「油画展観」を開催して、すでに知己の間柄である。ここでは、舟田涛山を、雅号を使用した舟田有徳と判断した。

*12 藤村亀吉の雅号については、菱仙のほか麦仙とするものがあり、両者の関係は不明である。ここでは内国絵画共進会の目録によった。

*13 中井芳瀧については、内国絵画共進会の目録中では中川芳瀧と表記されることが多いが、出仕人名簿をはじめ、一般に用いられている中井姓に従う。

*14 高松小藁については、高橋と表記しているものもある、いづれが誤記か不明だが、内国絵画共進会の目録は全て高松であり、出仕人名簿も高松としているので、こちらを採った。また雅号についても小藁を小霽とするものがあって、両者の関係は不明である。ここでは、出仕人名簿の表記に従った。

*15 西原文海については、画学校の記録に雅号を夕海とするものがある。誤記の可能性が高いが、どちらが誤か不明であり、出仕人名簿に従った。

